

幸田町

第5次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

共に支え合い、共に地域で元気に暮らす
福祉のまち・幸田

令和6年3月

幸 田 町



は じ め に



幸田町長 成瀬 敦

幸田町では、幸田町障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、障がいの有無に関わらず、個性を認め合う「共生社会」を目指して、障がい児者施策を推進してまいりました。

この間、障害者差別解消法が改正され事業者による合理的配慮の提供が義務化となり、また、障がい者が円滑に情報を取得利用し、意思疎通ができるよう障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行される等、障がい福祉にかかわる法整備が行われました。加えて東京パラリンピックの開催や新型コロナウイルス感染症の流行、SDGs 啓発などの社会的情勢の変化を背景に、障がい者が社会参加をするための障壁の除去の必要性に関する意識も高まりを見せており、障がい者を取り巻く社会的環境は大きく変化し続けています。

こうした変化に伴い、障がい福祉施策へのニーズも多様化し、障がいの有無に関わらず共生社会の実現に向け、障がい者がその能力を最大限発揮し自己実現することへの更なる支援が必要とされています。

幸田町では、令和2年に障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するための宿泊型自立支援施設「みらい」を開設しました。また、常時、日常生活に支援を必要とする障がいのある人が、幸田町で安心して暮らし続けられるよう長嶺北部地区福祉医療ゾーンへ入所支援施設の誘致計画を進めてまいります。

本計画では、将来目標像を「共に支え合い、共に地域で元気に暮らす福祉のまち・幸田」とし、誰もが住み慣れた幸田町で元気に暮らすことができる地域共生社会の構築を目指します。本計画を推進するにあたり、町民の皆様や関係各位の御理解及び御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました策定委員会委員の皆様及び関係各位、また、アンケート調査に御協力いただきました町民の皆さんに心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 関連法等にかかる年表	2
3 計画の位置づけ	3
(1) 計画の性格	3
(2) 根拠法令	3
(3) 上位・関連計画について	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象者	6
6 計画の策定体制	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 人口の状況	9
(1) 人口の推移	9
2 障がい者の状況	10
(1) 身体障害者手帳所持者の状況	10
(2) 療育手帳所持者の状況	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	13
(4) 難病の人の状況	13
(5) 障がいのある子どもの就学状況	14
(6) 障がい者雇用の状況	15
3 アンケート調査からみる現状	16
(1) 暮らしについて	16
(2) 相談体制について	18
(3) 災害時について	19
(4) 就労について	21
(5) 障がいのある子どもの見守りについて	23
4 ヒアリング調査結果	24
(1) ヒアリング調査の概要	24
(2) ヒアリング結果概要	24
5 ワークショップの結果	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の将来目標像	29
2 基本理念と基本目標	30
3 計画の体系	31
第4章 分野ごとの基本施策	33
1 ふれあいのまちづくり	33
2 であいのまちづくり	38

3	あんしんのまちづくり	43
4	ささえあいのまちづくり	47
5	ひらかれたまちづくり	51
第5章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	55
1	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標と実績	55
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	55
	(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	55
	(3) 福祉施設から一般就労への移行	55
	(4) 相談支援体制の充実・強化等	56
	(5) 障害福祉サービスの質の向上	56
	(6) 障がい児支援の提供体制の整備	56
2	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標	57
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	57
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	58
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	60
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	61
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	62
	(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築	64
	(7) 障がい児支援の提供体制の整備	65
	(8) 発達障がい者等に対する支援	67
3	障害福祉サービスの見込み量	68
	(1) 訪問系サービス	68
	(2) 日中活動系サービス	69
	(3) 居住系サービス	72
	(4) 相談支援	73
	(5) 地域生活支援事業	74
	(6) 障がい児へのサービス	80
	(7) 障がい児の子ども・子育て支援等	82
第6章	計画の推進体制	83
1	関係機関や団体との連携	83
2	国・県・近隣市町との協働	83
3	計画の推進管理・評価体制	83
資料編		84
1	幸田町障害者計画策定委員会設置要綱	84
2	幸田町障害者計画策定委員会委員名簿	86
3	策定経緯	87
4	用語解説	88

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

我が国では、平成18年に国際連合が採択した『障害者の権利に関する条約』（以下『障害者権利条約』）の批准に向けた国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には『障害者基本法』の一部改正、平成25年には障害者自立支援法に代わる『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』が施行されました。

また、障がい者の人権に関しては、平成24年の『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』に続き、平成28年には改正『障害者基本法』第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』（平成28年施行）が施行されました。

こうした国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の『障害者権利条約』が正式に国内で批准されました。

その後も障がい者に係る法律・制度の改正が進められていく中で、平成30年に『第4次障害者基本計画』が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に対する一層の推進を図るための施策が展開されています。

また、『第4次障害者基本計画』では、平成30年に一部改正された『社会福祉法』における「地域共生社会」という考え方の下で、障がいの有無に関わらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくことが方針として掲げられています。

加えて、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）』が令和4年に施行されました。

本町では、平成30年3月に策定した「幸田町障がい者計画」に基づき、障がい者が地域で安心して暮らすことのできるまちづくりや共生社会実現に向けて取り組んできました。障害福祉サービスの利用ニーズが多様化しており、「親亡き後」を見据えて、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築することが求められます。

このような状況の中、令和5年度をもって計画期間が終了することから、新たに令和6年度を初年度とした「障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2 関連法等にかかる年表

図表 1-1 関連法等の施行・改正にかかる年表

年	内 容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布・施行
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 一部改正
平成17年	発達障害者支援法 施行
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
平成20年	障害者雇用促進法 公布
平成23年	障害者基本法 一部改正
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
	児童福祉法 改正
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
	障害者差別解消法 成立
平成26年	障害者権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行（一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
	成年後見制度利用促進法 公布
	発達障害者支援法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
平成31年 (令和元年)	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正
令和3年	障害者差別解消法 改正
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行
	児童福祉法 改正
	障害者総合支援法等 一部改正

3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「幸田町障がい者計画」は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「幸田町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

図表 1-2 計画の根拠法令

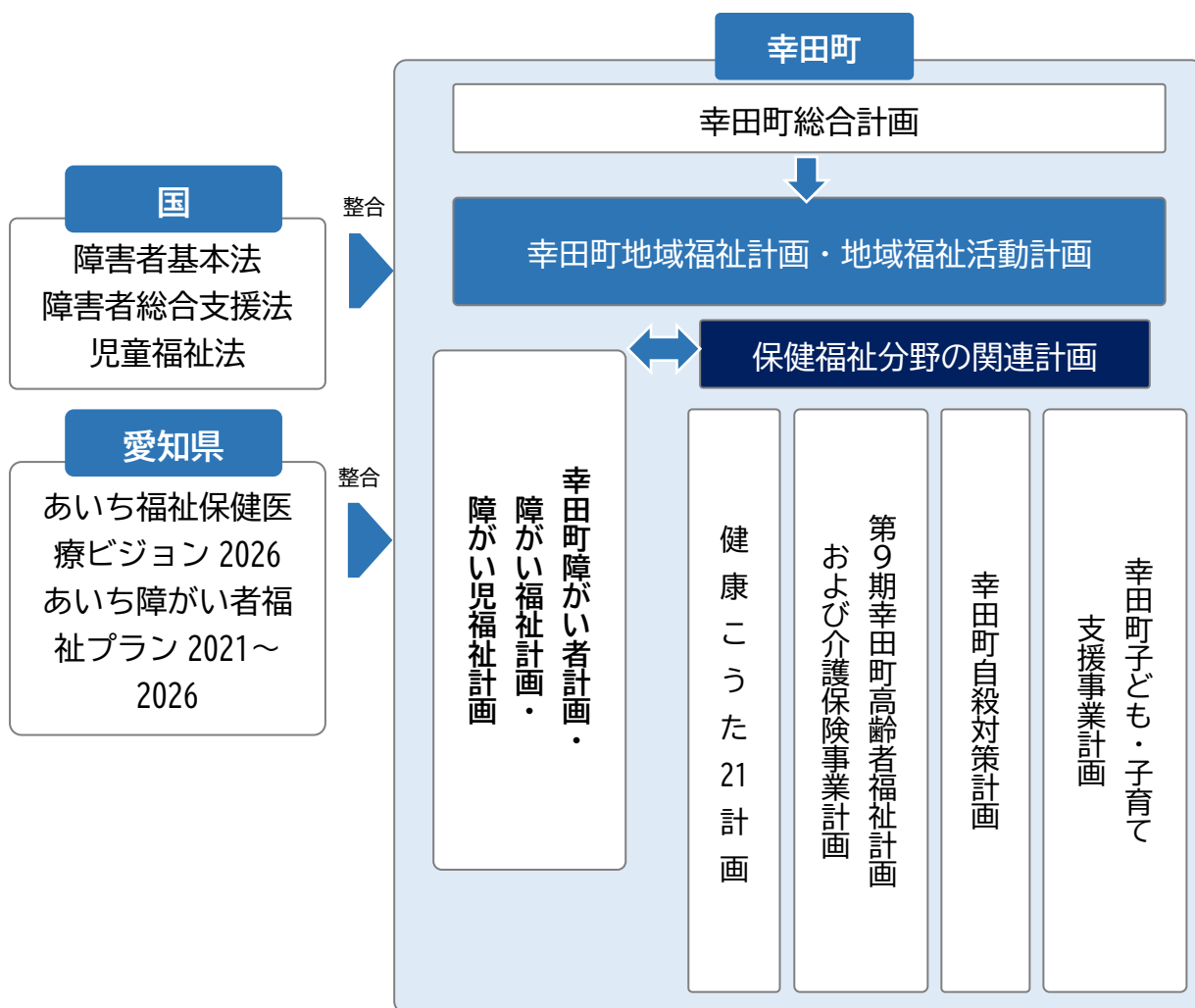
項 目	幸田町障がい者計画	幸田町障がい福祉計画	幸田町障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)
計画的な 考え方	国の障害者基本計画(第5次計画)の内容と、本町の現行計画(令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、見直しをする。	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しをする。	障がい者を有する児童の健全やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期(令和3年度～令和5年度)計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しをする。

(3) 上位・関連計画について

本計画は「幸田町総合計画」を上位計画とし、「幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「健康こうた21計画」「幸田町子ども・子育て支援事業計画」など町の関連計画との調和を図るとともに、「あいち障がい者福祉プラン」といった県の関連計画等との整合を図り策定しました。

また、国の基本指針や愛知県の計画とも整合を図り、方向性を示すものとしします。

図表 1-3 上位計画・関連計画



4 計画の期間

本計画のうち、「第5次幸田町障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。

「第7期幸田町障がい福祉計画」及び「第3期幸田町障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。ただし計画の進捗を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 1-4 計画の期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画	第4次幸田町障がい者計画					第5次幸田町障がい者計画						
	第5期幸田町 障がい福祉計画		第6期幸田町 障がい福祉計画			第7期幸田町 障がい福祉計画						
	第1期幸田町 障がい児 福祉計画		第2期幸田町 障がい児 福祉計画			第3期幸田町 障がい児 福祉計画						

5 計画の対象者

本計画の主な対象者は、障害者基本法に定める障害者としています。

《障害者基本法における定義》

第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義しています。

本計画における「障がい者」、「障がい児」とは、手帳の有無に関わらず以下の人をいいます。

- ・ 身体に障がいのある人【18歳以上】
- ・ 知的障がいのある人【18歳以上】
- ・ 精神に障がいのある人【18歳以上】（発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人を含み、知的障がいのある人を除く。）
- ・ 難病等のある人【18歳以上】
- ・ 身体に障がいのある児童【18歳未満】
- ・ 知的障がいのある児童【18歳未満】
- ・ 精神に障がいのある児童【18歳未満】（発達障がいのある児童、高次脳機能障がいのある児童を含み、知的障がいのある児童を除く。）
- ・ 難病等のある児童【18歳未満】

6 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

保健医療関係者、福祉関係者、町民、行政関係者等で構成する幸田町障害者計画等策定委員会を設置し、幅広い関係者の参画により策定しました。

(2) 障がい者（児）の実態把握

計画の策定にあたって、障がい者（児）の方々の意見を定量的に把握するため、生活における課題や意識に関するアンケート調査を実施しました。

図表 1-5 調査概要

調査対象者	幸田町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者
調査方法	郵送配布、郵送・Web 回収
調査期間	令和5年9月26日～令和5年10月31日
配布数	1,851 件
有効回答数	845 件（郵送回収 718 件、Web 回収 127 件）
有効回答率	45.7%

(3) 団体ヒアリング調査の実施

計画の策定にあたって、障がい者関係団体を対象にインタビュー形式での意見聴取を実施しました。

(4) ワークショップの実施

町内の相談支援事業所の相談員等を対象に、障がい者のライフステージ別の課題と必要な支援について考えるワークショップを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民の意見を求めることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

図表 1-6 パブリックコメント概要

募集期間	令和6年1月29日～令和6年2月25日
意見数	1 件

第2章

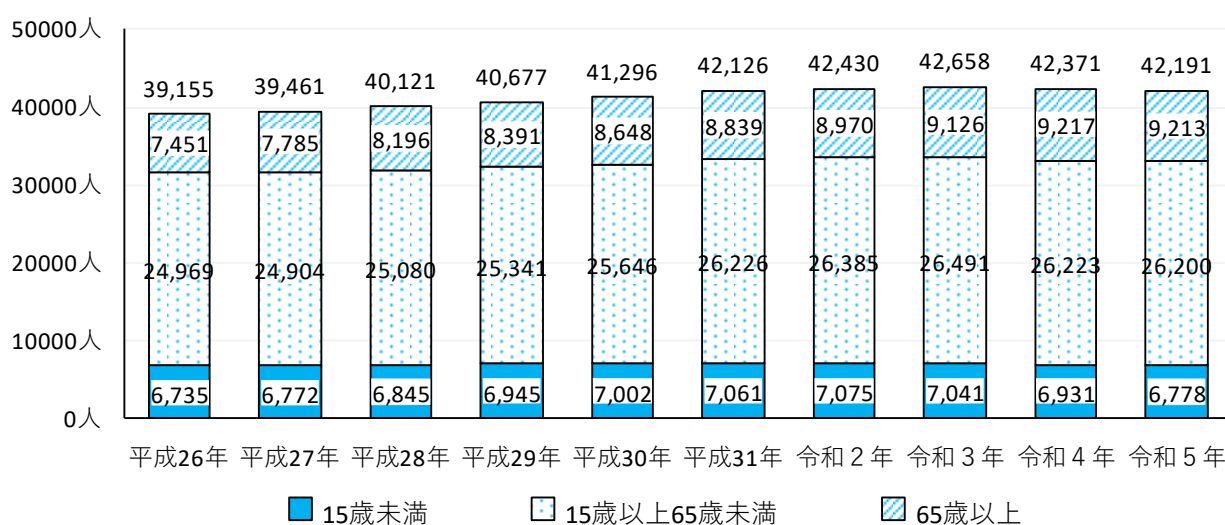
障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況

(1) 人口の推移

幸田町の人口は令和3年まで緩やかな増加傾向にありましたが、令和4年以降はやや減少傾向にあります。年齢区分別では、65歳以上の老年人口が増加しています。15歳未満の年少人口は令和3年までは7,000人台で推移していましたが、令和5年には6,778人まで減少しています。

図表 2-1 幸田町の人口の推移(各年4月1日現在)



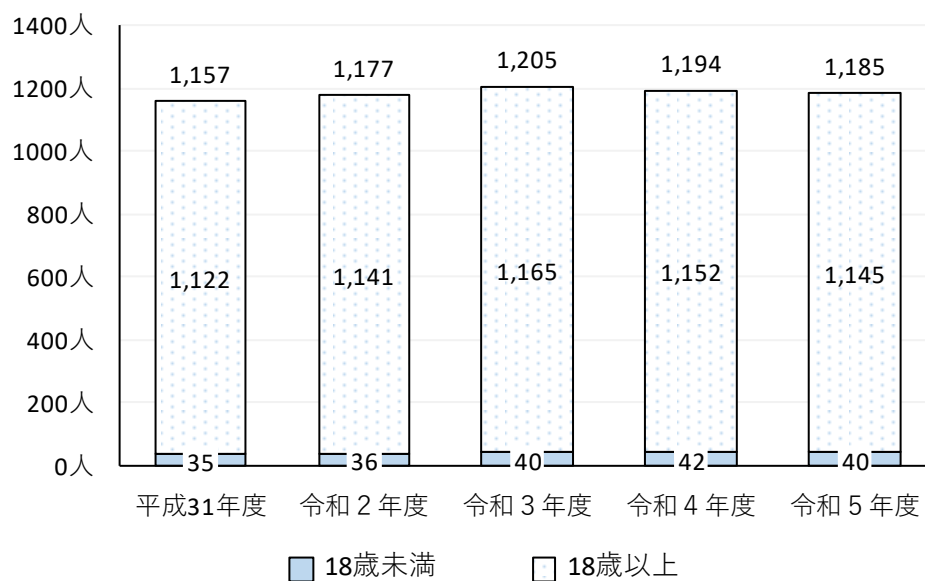
資料：幸田町住民課

2 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、幸田町の身体障害者手帳所持者は1,185人であり、横ばいで推移しています。年齢階層別にみると、18歳未満は40人（3.4%）、18歳以上は1,145人（96.6%）となっています。

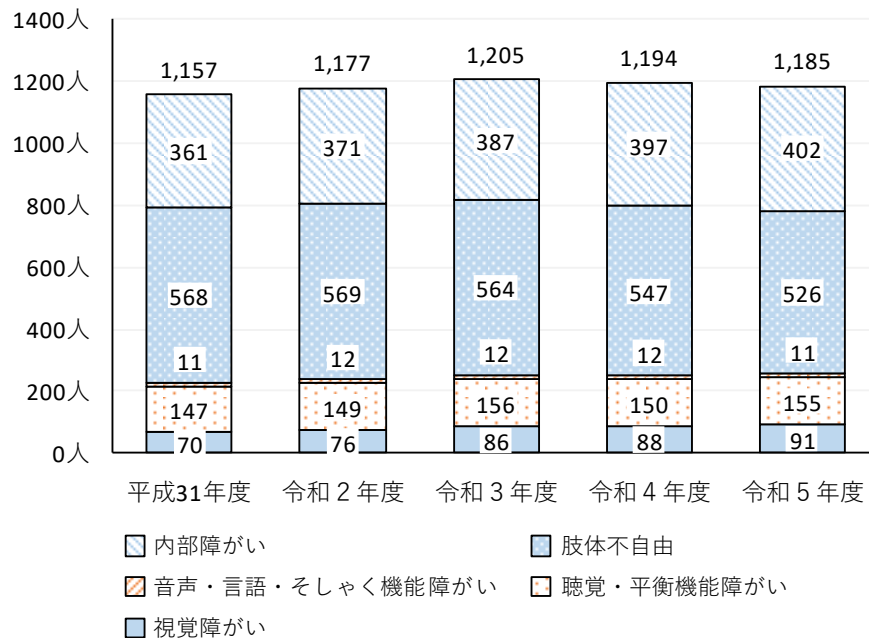
図表 2-2 身体障害者手帳所持者の推移(各年4月1日現在)



資料：幸田町福祉課

障がいの種類別にみると、肢体不自由が 526 人（44.3%）と最も多く、次いで内部障がい 402 人（33.9%）、聴覚・平衡機能障がい 155 人（13.1%）となっています。

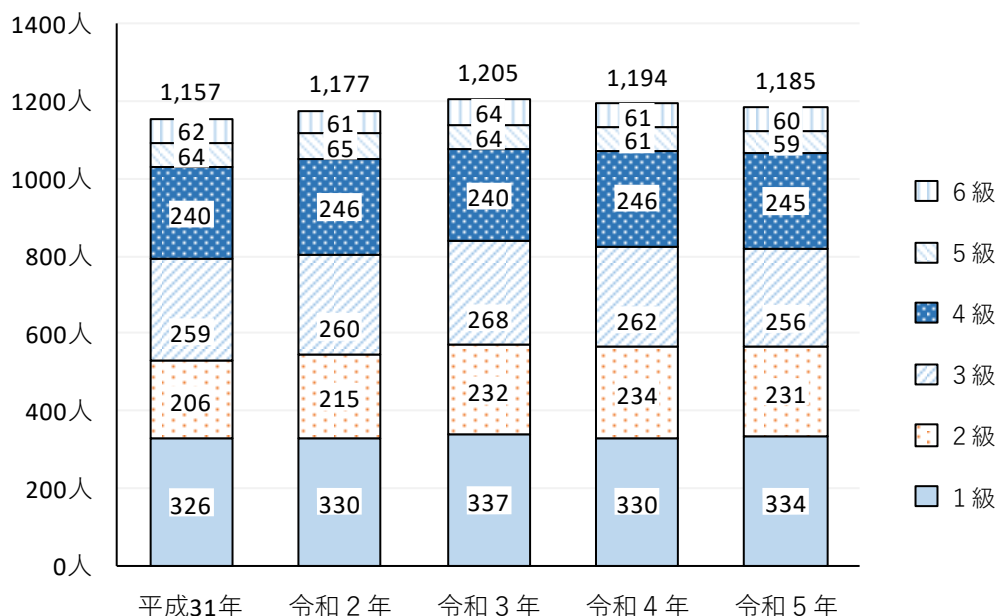
図表 2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移(各年4月1日現在)



資料：幸田町福祉課

障がいの等級別にみると、1 級が 334 人（28.2%）と最も多く、2 級の 231 人（19.5%）と合わせた重度は 47.7%を占めています。

図表 2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移(各年4月1日現在)

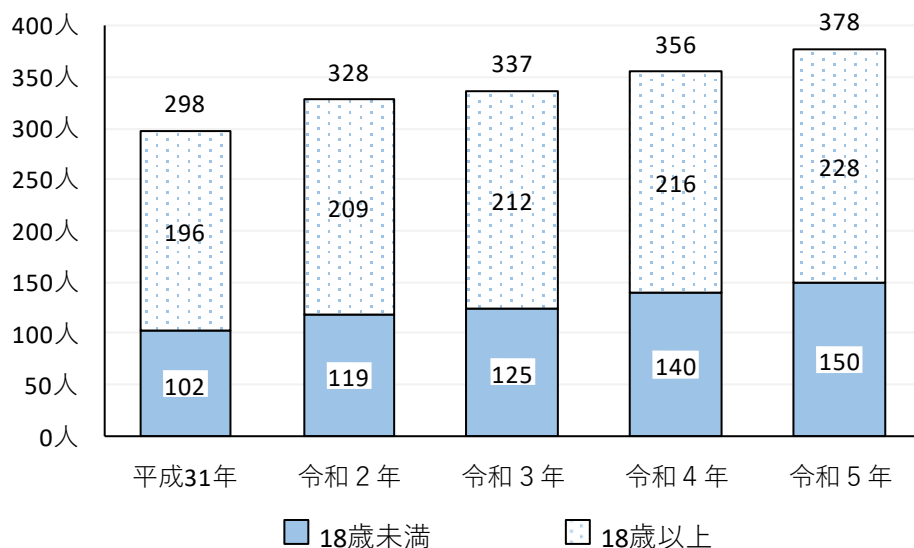


資料：幸田町福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、幸田町の療育手帳所持者は378人であり、増加傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は150人(39.7%)、18歳以上は228人(60.3%)となっています。

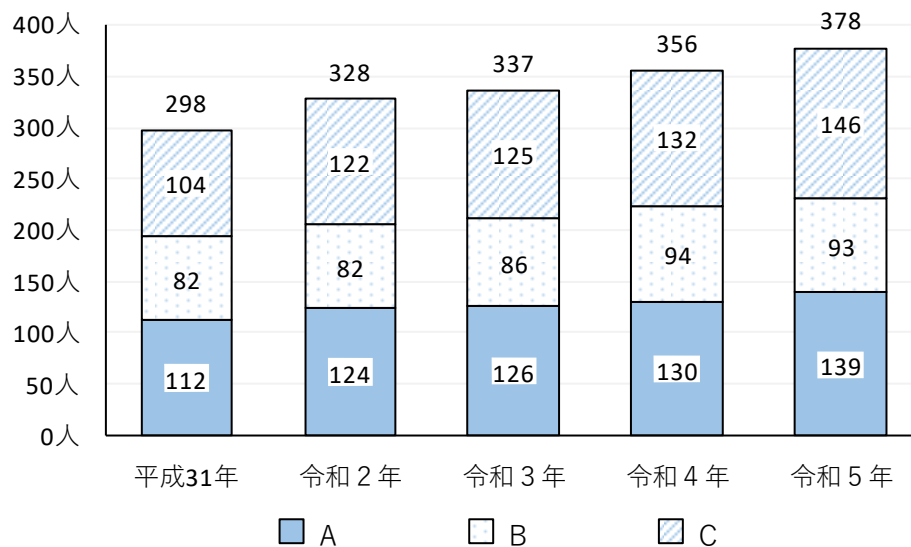
図表 2-5 療育手帳所持者の推移(各年4月1日現在)



資料：幸田町福祉課

令和5年4月1日現在、療育手帳所持者の等級別にみると、重度のAと中度のBが232人(61.4%)、軽度のCが146人(38.6%)となっています。

図表 2-6 療育手帳所持者の等級別構成の推移(各年4月1日現在)

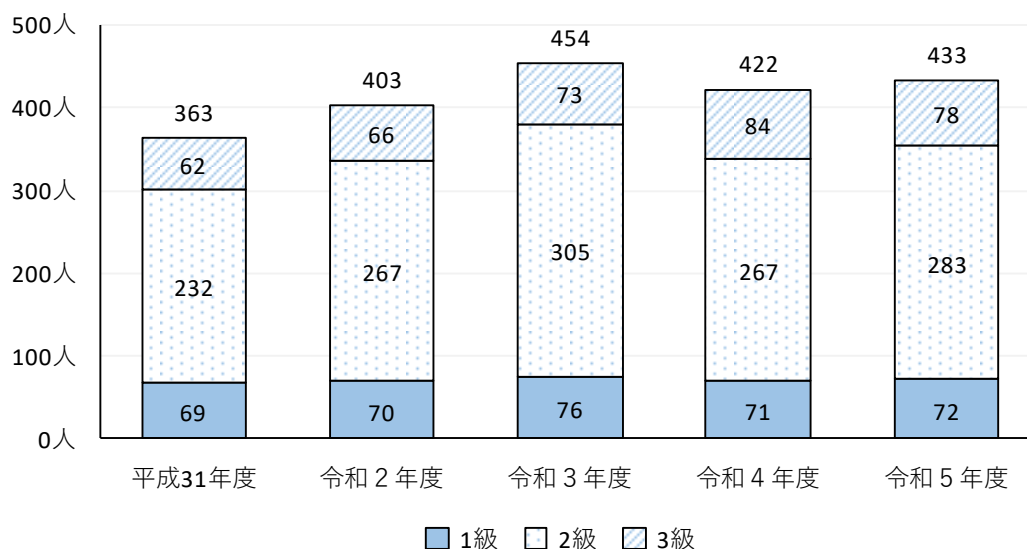


資料：幸田町福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和5年4月1日現在、幸田町の精神障害者保健福祉手帳所持者は433人となっています。令和3年までは増加傾向にありましたが、令和4年以降は横ばいとなっています。

図表 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年4月1日現在)

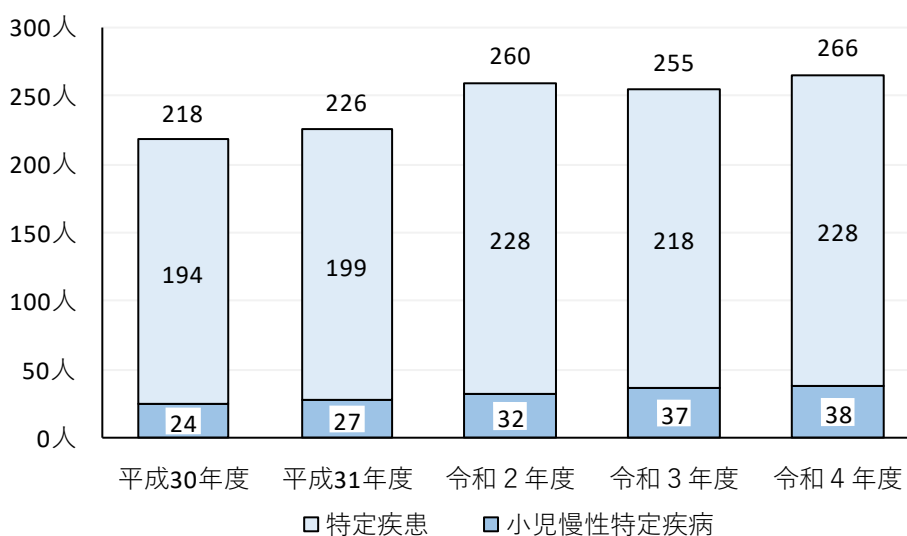


資料：幸田町福祉課

(4) 難病の人の状況

令和4年度末現在の幸田町の難病(指定難病特定医療費公費負担受給者)患者は266人となっており、やや増加傾向にあります。小児慢性特定疾病の患者は38人となっています。

図表 2-8 難病(特定疾患)患者の推移(各年度末現在)

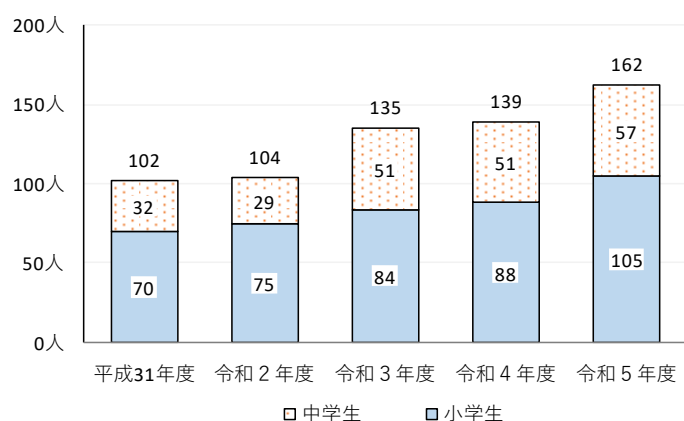


資料：愛知県西尾保健所事業概要

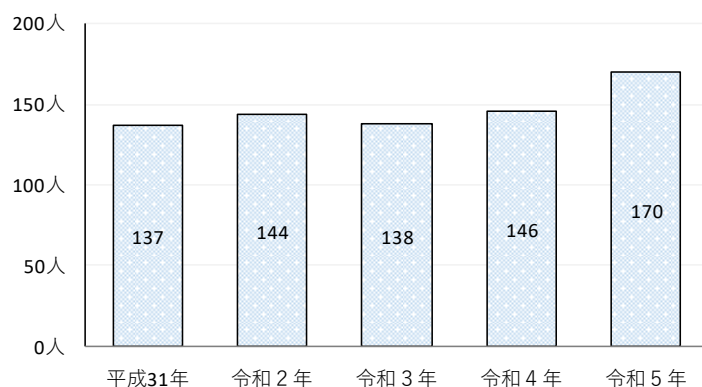
(5) 障がいのある子どもの就学状況

令和5年4月1日現在、幸田町の特別支援学級在籍児童生徒数は162人で、増加傾向にあります。通常学級に在籍しながら通級指導教室を利用している児童の数は170人となり、増加傾向にあります。

図表 2-9 特別支援学級在籍者数の推移
(各年4月1日現在)



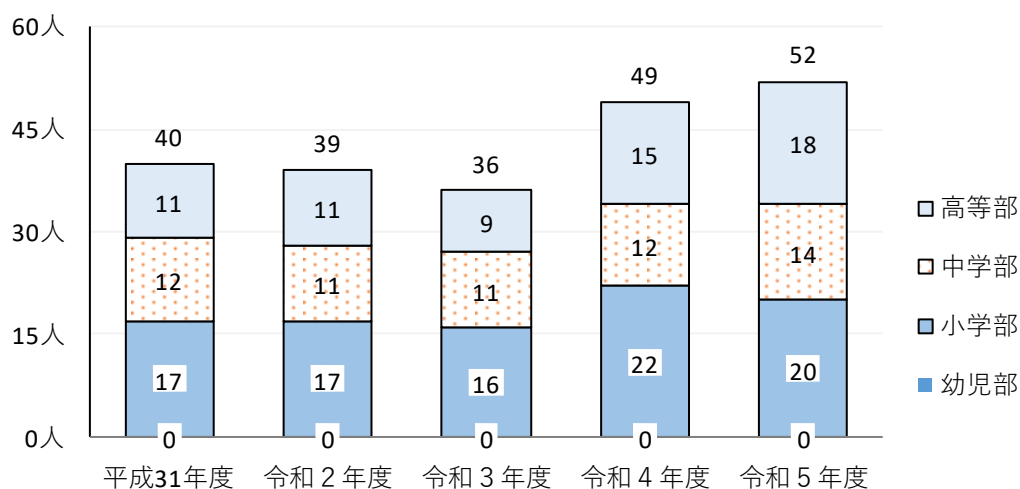
図表 2-10 通常学級在籍で通級指導教室に通う児童生徒数の推移(各年4月1日現在)



資料：幸田町学校教育課

令和5年4月1日現在、幸田町在住の特別支援学校在籍者数は52人となり、令和3年度以降は増加傾向にあります。小学部では20人、中学部では14人、高等部では18人となっています。

図表 2-11 特別支援学校在籍者数の推移(各年4月1日現在)



資料：幸田町学校教育課

(6) 障がい者雇用の状況

幸田町役場の障がい者雇用率は、令和5年度時点で2.66%となっており、『障害者雇用促進法』に基づく令和5年度の基準の2.6%を上回っています。

図表 2-12 障がい者の雇用状況(令和5年6月1日現在)

	町職員数	障がい者数	障がい者雇用率
幸田町役場	394.5人※	10.5人※	2.66%

資料：幸田町人事秘書課

※短時間勤務等の職員については、0.5人としてカウントしています。

3 アンケート調査からみる現状

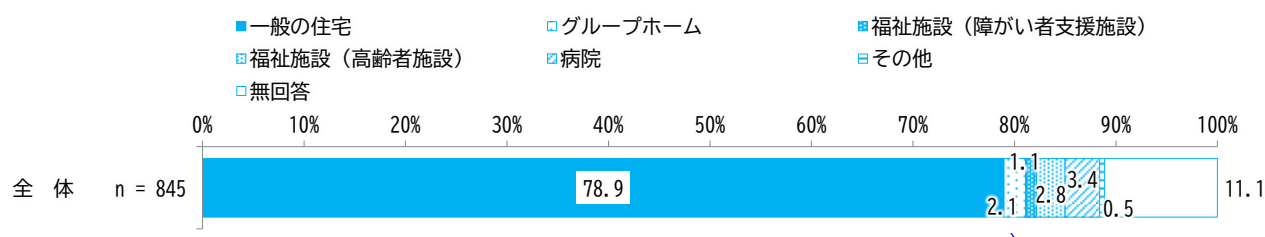
■アンケート調査の集計方法について

- ・比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないことがあります。
- ・基数となるべき実数は、「件数（n）」として掲載しました。比率は、この件数を100%として算出しています。
- ・複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をします。そのため、各項目の比率の合計は100%を超える場合があります。

（1）暮らしについて

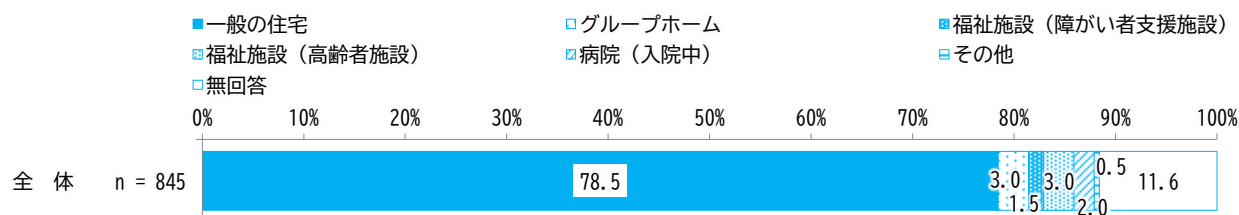
障がいのある方が現在暮らしている場所は、一般の住宅が78.9%と最も多くなっており、次いで病院が3.4%、福祉施設（高齢者施設）が2.8%となっています。

図表 3-1 現在暮らしている場所



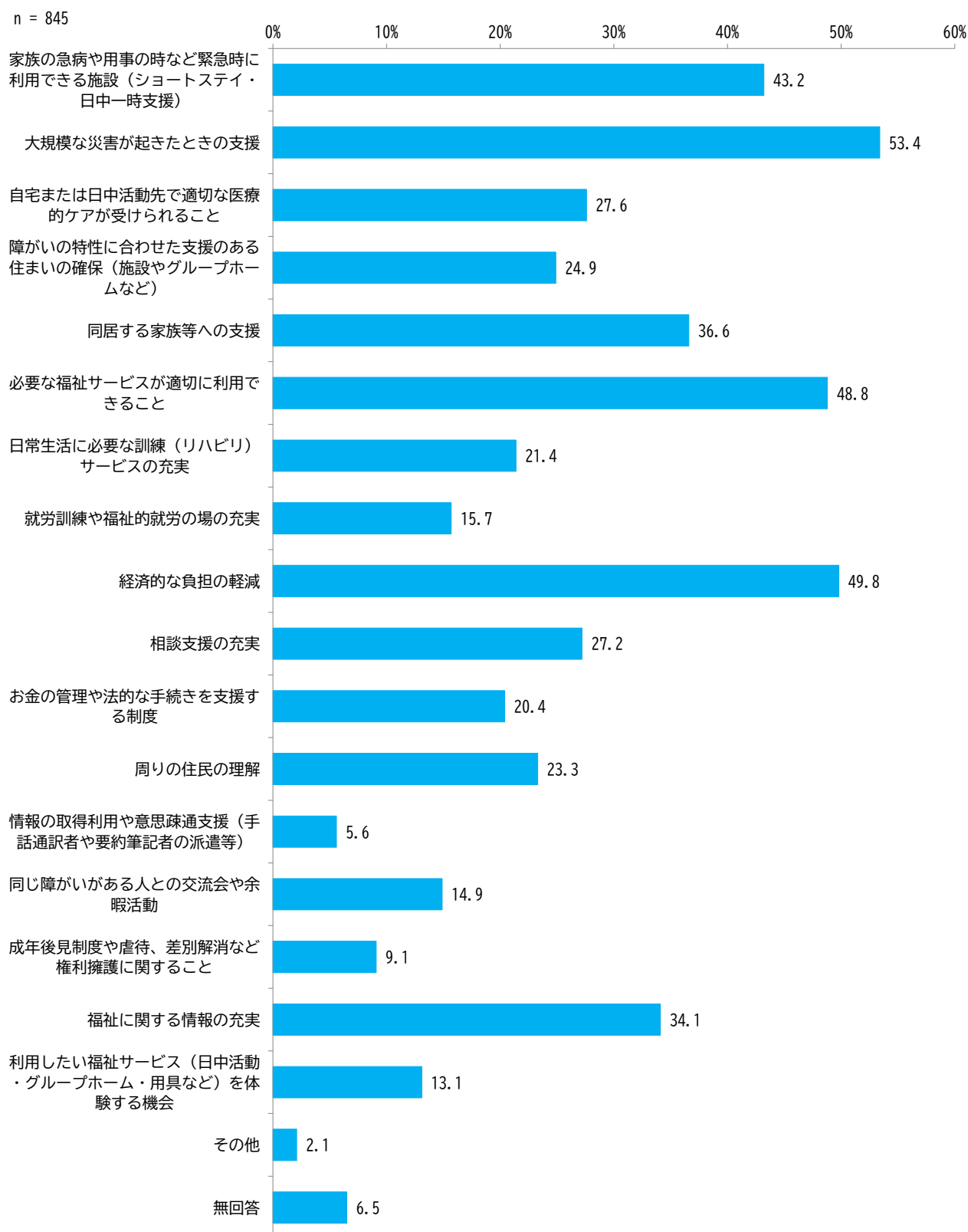
今後3年以内に暮らしたい場所は、現在暮らしている場所の割合とあまり変わらず、ほとんどの方が現在暮らしている場所での生活の継続を希望しています。

図表 3-2 今後3年以内に暮らしたい場所



住み慣れた地域で生活するためにあるとよい支援は、大規模な災害が起きたときの支援が 53.4%で最も多くなっており、次いで経済的な負担の軽減が 49.8%、必要な福祉サービスが適切に利用できることが 48.8%となっており、福祉サービスの利用から災害時の支援まで多岐にわたる内容となっています。

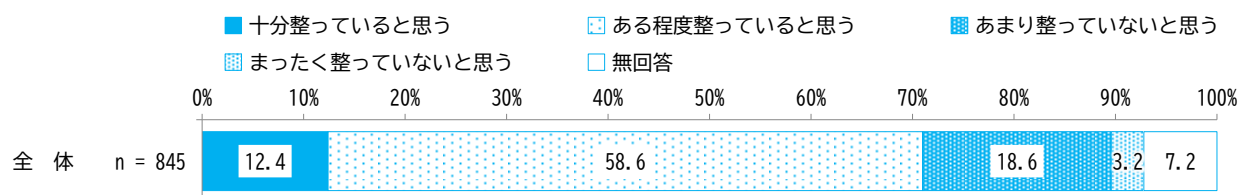
図表 3-3 住み慣れた地域で生活するためにあるとよい支援(複数回答)



(2) 相談体制について

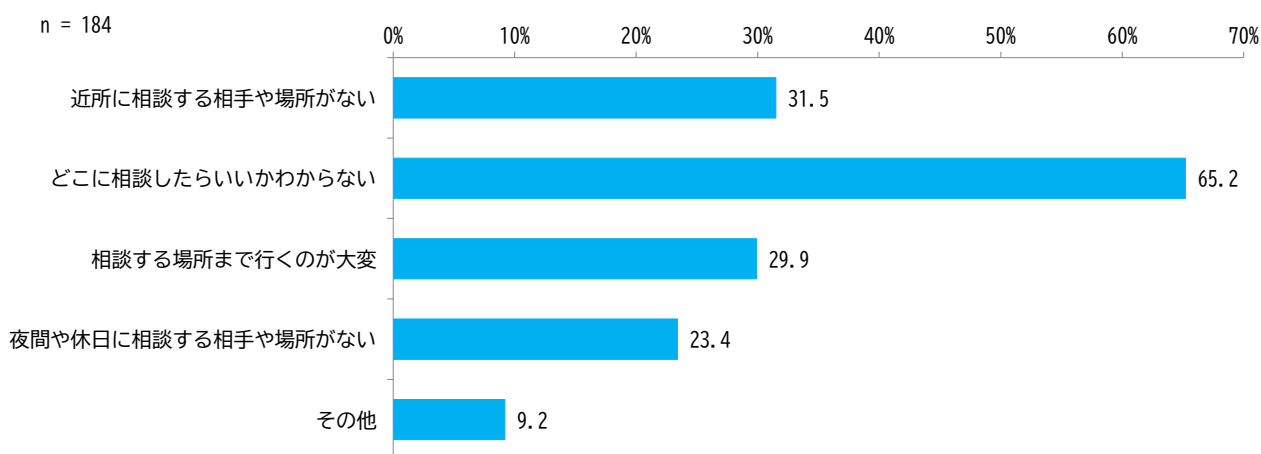
困っていることについて相談しやすい体制が整っているかについては、ある程度整っていると思うが 58.6%で最も多く、十分整っていると思うが 12.4%となっているため、約 7 割は相談体制が整っていると思うと回答しています。一方であまり整っていないと思う、まったく整っていないと思うはそれぞれ 18.6%、3.2%となっており、約 2 割が相談しやすい体制が整っていないと思うと回答しています。

図表 3-4 相談しやすい体制が整っていると思うか



相談しやすい体制が整っていないと思う理由は、どこに相談したらいいかわからないが 65.2%と最も多くなっており、相談窓口の情報提供や周知が課題であると考えられます。また近所に相談する相手や場所がないが 31.5%、相談する場所まで行くのが大変が 29.9%となっており、身近に相談できる相手や場所がないことが課題となっています。

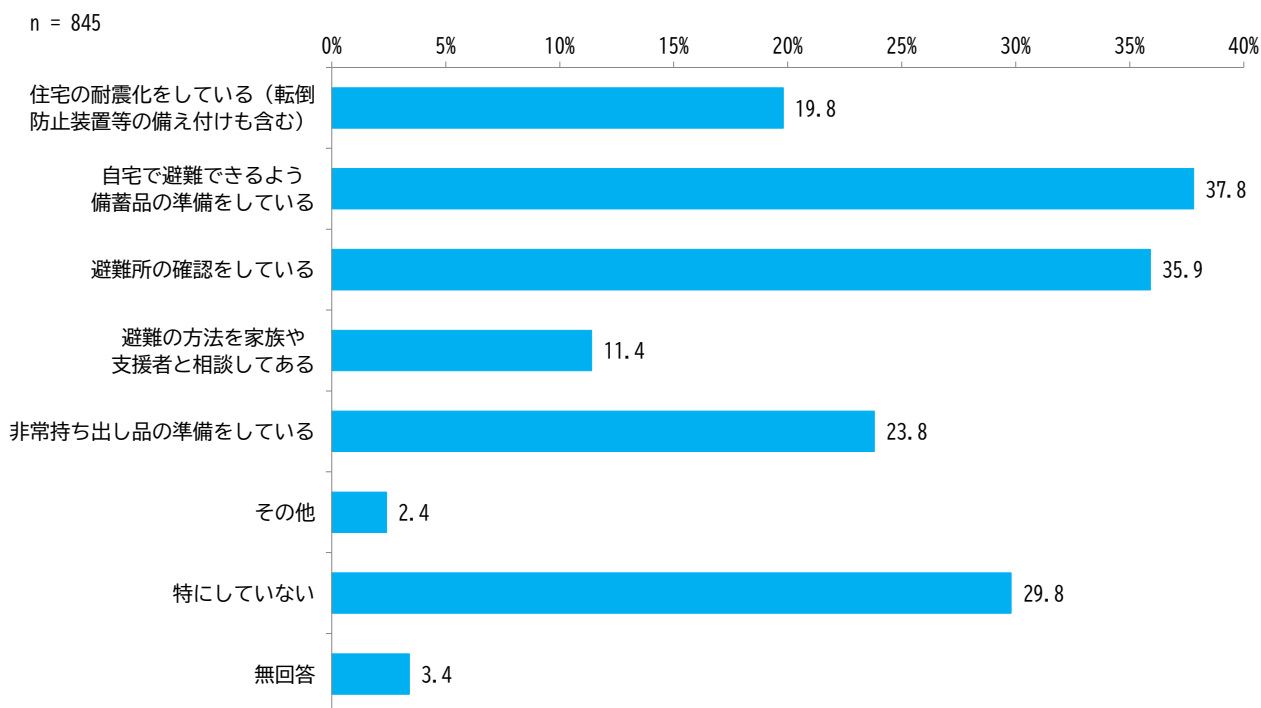
図表 3-5 相談しやすい体制が整っていないと思う理由(複数回答)



(3) 災害時について

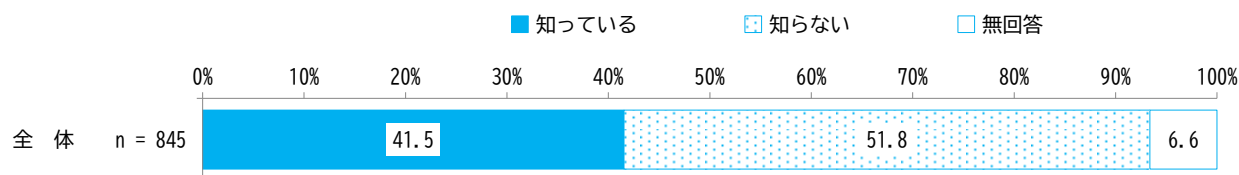
地震などの災害時に備えて家庭で行っている準備は、自宅で避難できるよう備蓄品の準備をしているが37.8%で最も多く、次いで避難所の確認をしているが35.9%となっており、自宅避難と自宅以外の避難の備えをしている方が多くなっています。避難の方法を家族や支援者と相談してあるは11.4%と最も低くなっています。また特にしていないが29.8%と多くなっており、災害時の備えを各家庭で進めていくことが課題となっています。

図表 3-6 災害時に備えて家庭で行っている準備(複数回答)

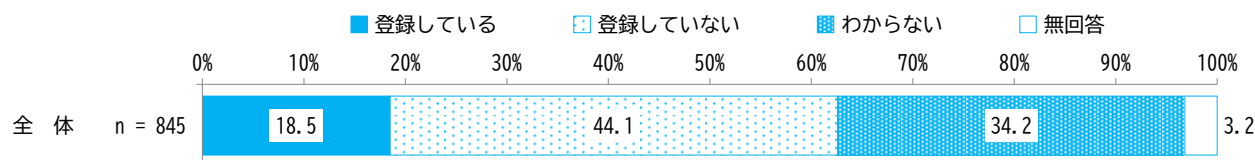


災害時要支援者名簿の認知度は、知っているが41.5%、知らないが51.8%となっています。災害時要支援者名簿への登録状況は、登録しているが18.5%、登録していないは44.1%となっており、登録している方は2割未満となっています。

図表 3-7 災害時要支援者名簿について知っているか



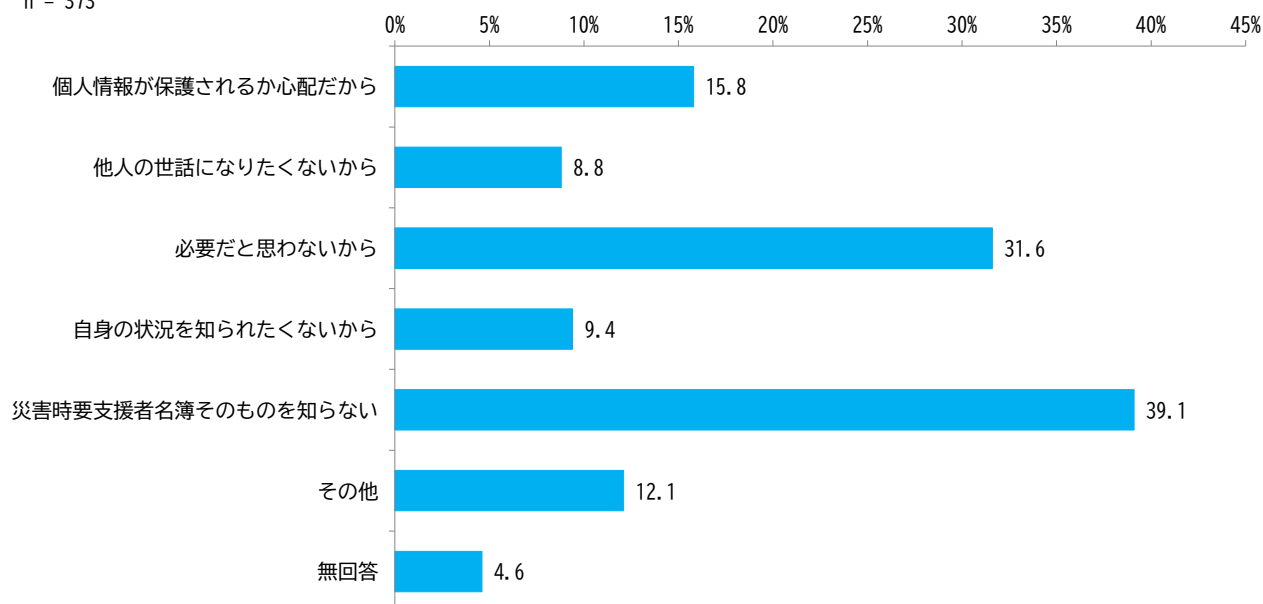
図表 3-8 災害時要支援者名簿への登録状況



災害時要支援者名簿へ登録していない理由は、災害時要支援者名簿そのものを知らないが 39.1%と最も多くなっており、名簿への登録促進には制度をよく知ってもらうことが課題だと考えられます。また必要だと思わないからが 31.6%となっています。

図表 3-9 災害時要支援者名簿に登録していない理由(複数回答)

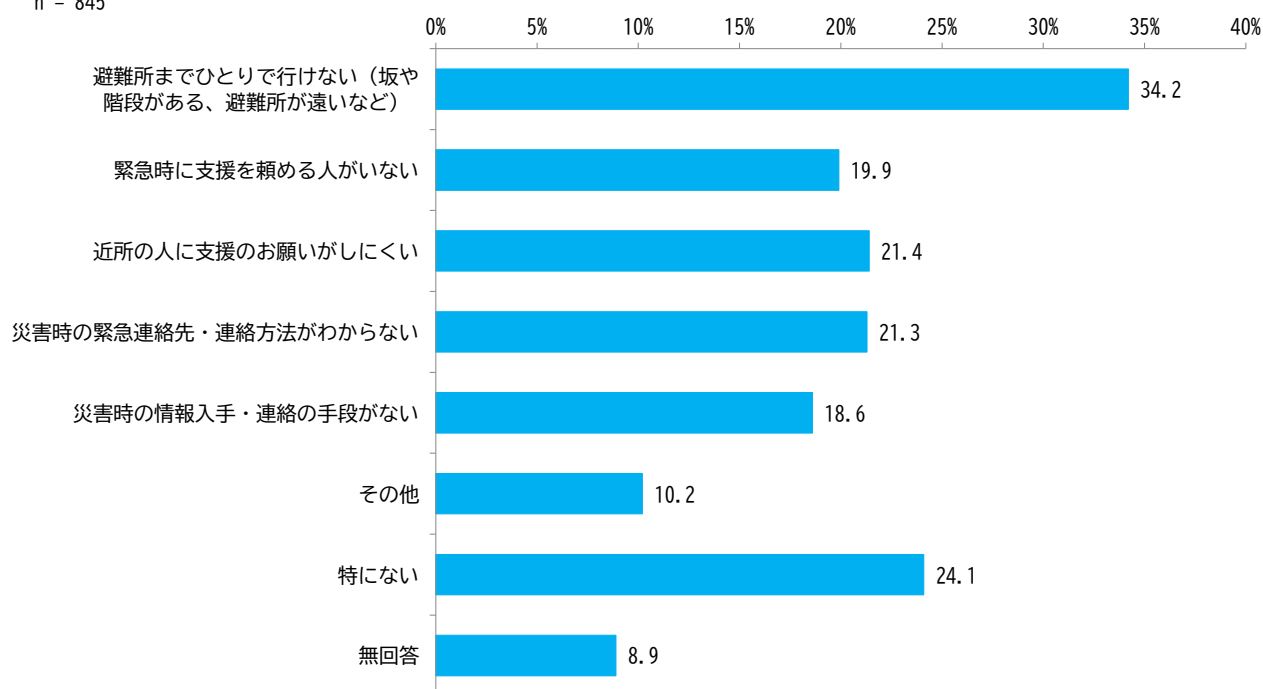
n = 373



災害時に困ることは、避難所までひとりで行けないが 34.2%と最も多く、避難行動の支援が課題であると考えられます。

図表 3-10 災害時に困ること(複数回答)

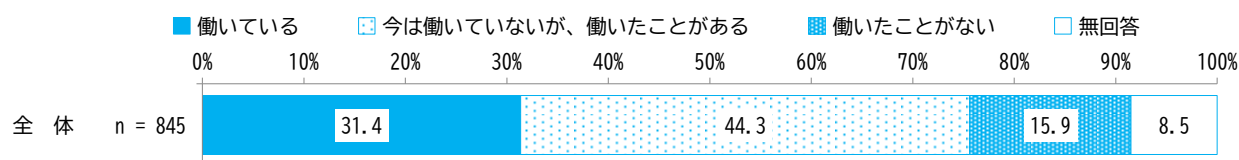
n = 845



(4) 就労について

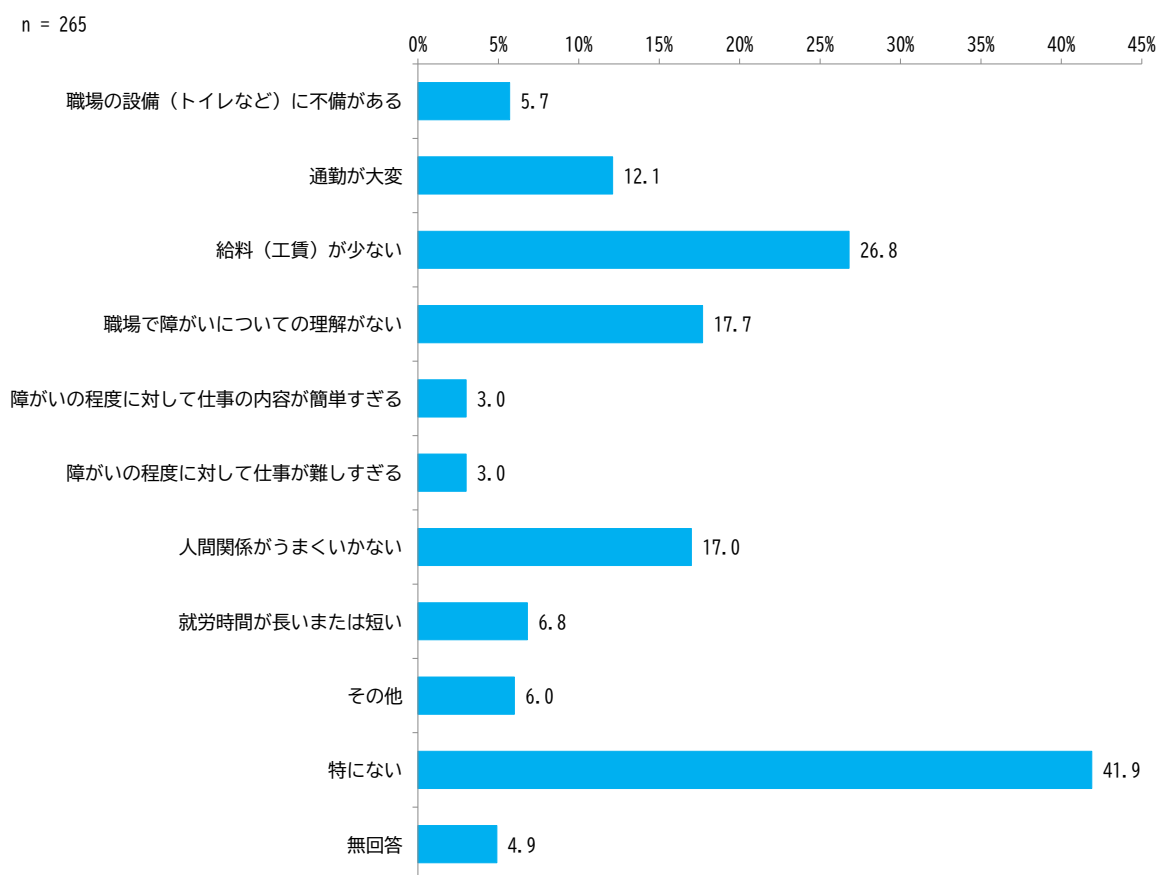
現在の就労状況については、働いているが31.4%、今は働いていないが、働いたことがあるが44.3%、働いたことがないが15.9%となっています。

図表 3-11 就労の状況



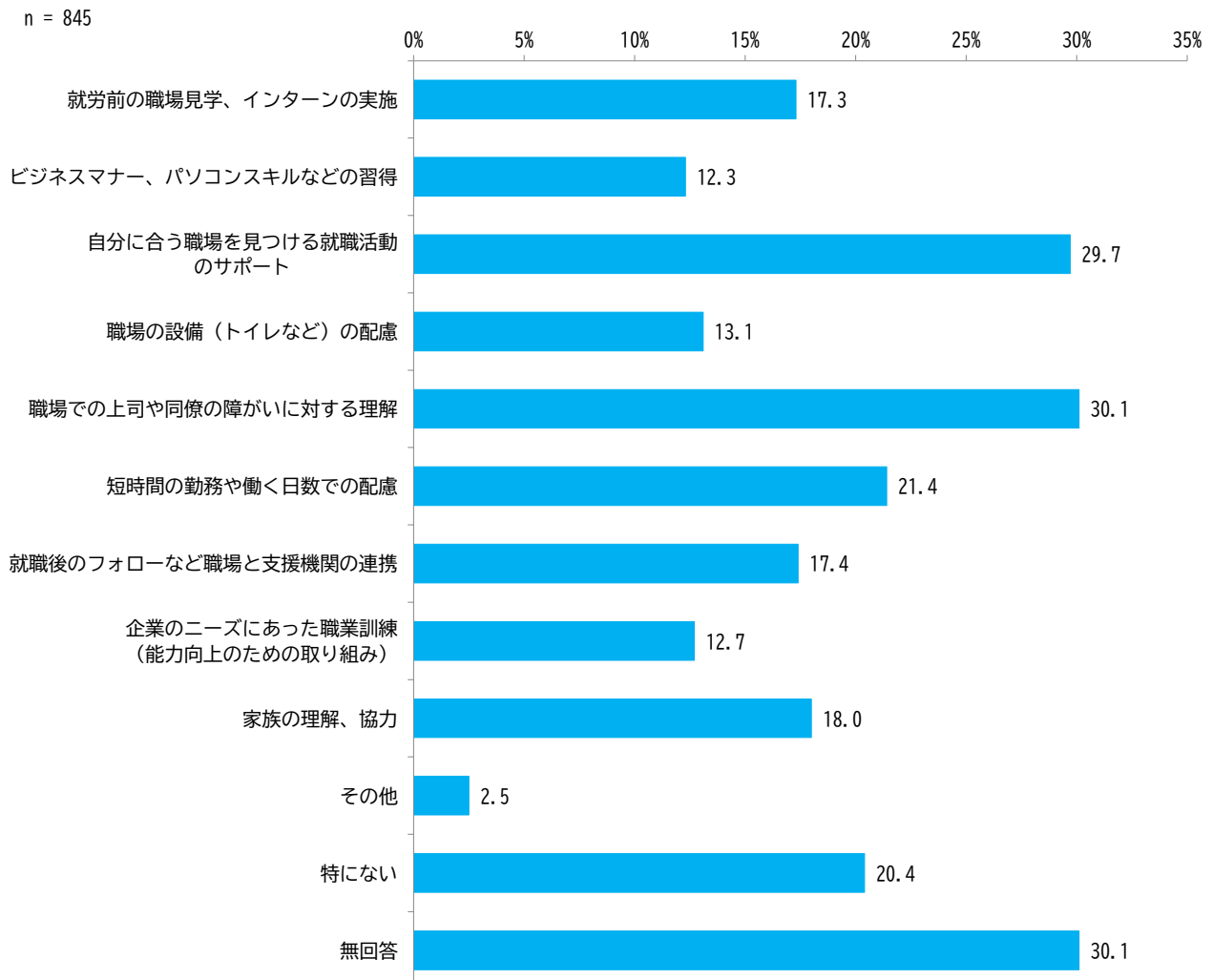
仕事をするうえでの不安や不満は、特にないが41.9%と最も多くなっていますが、給料（工賃）が少ないが26.8%、次いで職場で障がいについての理解がないが17.7%、人間関係がうまくいかないが17.0%となっており、職場での待遇についての回答が多くなっています。

図表 3-12 仕事をするうえでの不安や不満(複数回答)



障がい者の就労支援として必要なことは、職場での上司や同僚の障がいに対する理解が30.1%で最も多くなっており、次いで自分に合う職場を見つける就職活動のサポートが29.7%、短時間の勤務や働く日数での配慮が21.4%となっています。職場での障がいへの理解促進や適した職場を見つける支援が必要という回答が多くなっています。

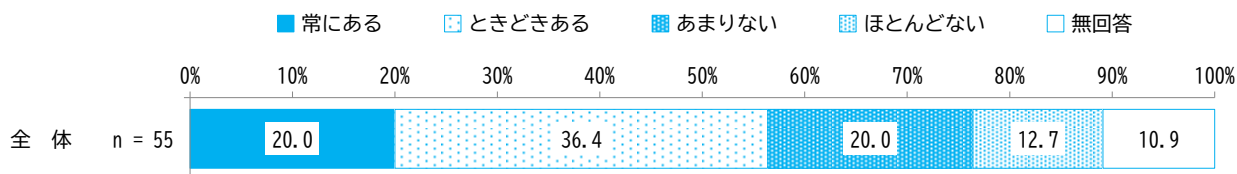
図表 3-13 障がい者の就労支援として必要なこと(複数回答)



(5) 障がいのある子どもの見守りについて

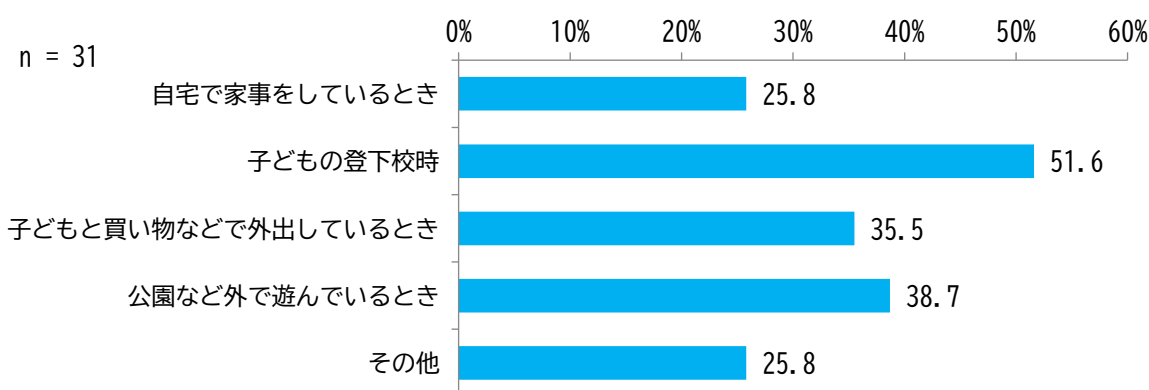
障がいのある子どもの日常적인見守りについて不安を感じるかは、常にあるが 20.0%、ときどきあるが 36.4%となっており、5 割以上は不安を感じています。

図表 3-14 子どもの日常적인見守りに不安を感じることもあるか



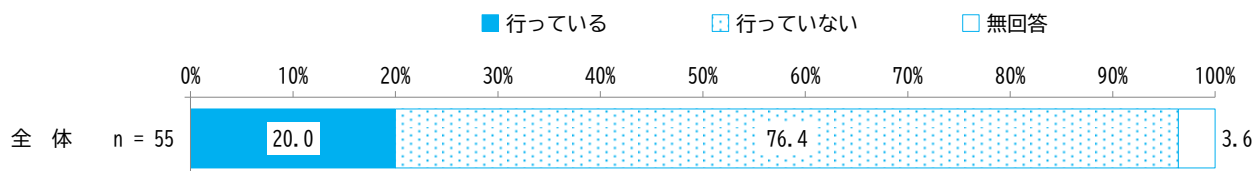
不安を感じる場面は、子どもの登下校時が 51.6%で最も多く、公園など外で遊んでいるときが 38.7%、子どもと買い物などで外出しているときが 35.5%となっており、子どもが外出している場面が多くなっています。

図表 3-15 不安を感じる場面(複数回答)

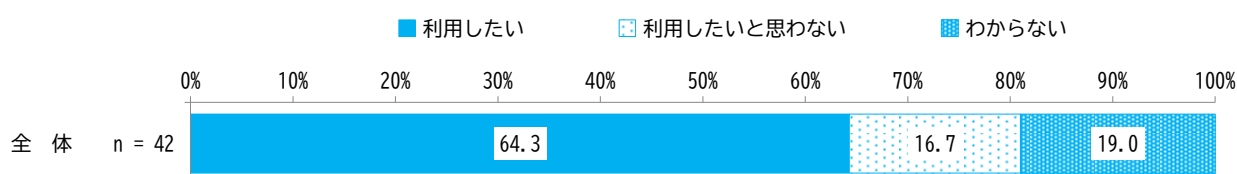


GPS 機能付き端末を子どもに持たせて居場所の把握をしている割合は2 割となっています。また見守りサービスの利用意向は、約6 割が利用したいと回答しています。

図表 3-16 GPS 機能付き端末を利用した居場所の把握



図表 3-17 GPS 機能付き端末を利用した見守りサービスの利用意向



4 ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査の概要

障がいのある方の生活上の課題やニーズを把握するため、幸田町内の障がい者団体を対象に実施しました。

実施概要

日程	令和5年9月25日、28日
場所	幸田町役場
対象	幸田町身体障害者福祉協会、幸田町手をつなぐ育成会、幸田町聴覚障害者福祉協会

(2) ヒアリング結果概要

① 障がい者を取り巻く地域社会の在り方について

- 高齢者や障がい者の財産等の権利を守る成年後見制度について、現在の制度は、利用しづらく課題も多く、障がい者の利用は少ない。幸田町成年後見支援センターには、使いやすい成年後見制度につながるような取組が必要。
- 聴覚障がい者は、「聞こえない＝話せない」と思われている。手話への理解を広め、手話通訳などのコミュニケーション手段を使い、地域への参加を促進することが必要。

② 防災について

- 災害時に家族や地域、障害福祉サービス事業所などとの連絡手段が断たれることへの不安や、障がいにより日頃から情報を得ることが難しい人にとって、災害時のシミュレーションができないことなど、災害にかかわる情報アクセシビリティに関する課題がある。

③ 福祉サービスの充実について

- 障がい者が増えているに伴い、相談件数も増えている。引き続き相談支援体制を充実させ、相談窓口を周知させることが必要である。

団体名	主な意見内容
幸田町身体障害者福祉協会	○役員や会員が高齢化しており、活動に参加する人が減少し、活動の維持が難しい。勧誘やチラシ配布をしたが人が集まらない。会員減少や勧誘の工夫が課題。 ○障がいや高齢化による免許返納で移動が難しくなっている。えこたんバスは直接目的地に行かないため移動時間を要する。移動手段の課題がある。 ○手帳を交付されたときに家のバリアフリー化について助言を受け、障害者住宅改修費交付事業を利用し、手すりを設置した。福祉サービスの利用で助かっている。
幸田町手をつなぐ育成会	○幸田町の成年後見制度については、中核機関の設立を検討してほしい。また利用者の希望に沿った法人後見センターを確立してほしい。 ○災害発生時の避難生活に不安がある。障がい特性に配慮した個別避難計画や防災訓練等の対策が必要だと思う。 ○防災関係機関は連携を強くして、災害時に障がい者に対する配慮を強く理解し、全町民の危機管理意識を常に高める工夫に務め、非常時の備えを広く周知していただきたい。
幸田町聴覚障害者福祉協会	○通年で手話講座を開講している。多くの人に手話を知ってもらえるように短期間の講座も開講したい。 ○聞こえない子どもにも小さいときから手話を知ってもらいたい。医療機関では人工内耳を勧めるが、それがなければ聞こえないため、手話もやはり必要といたい。 ○手話奉仕員養成講座を修了した人がボランティアなどで活躍できる場があるとよい。

5 ワークショップの結果

(1) ワークショップの概要

計画の施策検討に活用することを目的に、障がい者福祉に関係する方々から障がい者の支援に関する意見交換をワークショップ形式で実施しました。

実施概要

日時	令和5年11月1日(水) 午前9時30分～午前11時
場所	幸田町地域活動支援センター
参加者	8人(基幹相談支援センター、町委託の相談支援事業所、西三河南部東圏域アドバイザー)

(2) テーマ

障がい者のライフステージ別の必要な支援とは

(3) 結果の概要

	ライフステージ別の課題	必要な支援
乳幼児期 (0～6歳)	・ 家族の障がいに対する受容 ・ 就学に関する情報が過度や不足であることによる就学への不安感 ・ 母親の横のつながりがいないことでの孤立	〔保護者への支援〕 ・ 家族(特に母親)を心理的に支援できる体制づくり ・ 医者、保健師、保育士などの総合的な相談支援所 ・ 親への障がいに関する学びの機会提供 ・ 保護者との信頼関係の構築(伴走していく体制づくり)
児童期 (6～12歳)	・ 発達に不安のある児童、生徒が、在籍する学級(通常学級や特別支援学級など)での不安をどう受け止めるか ・ 相談支援員と学校との連携の仕方(スクールソーシャルワーカーとの連携の方法) ・ 医療的ケア児に対して医療の知識が少なく相談が難しい ・ 放課後デイサービスの利用人数に限りがある ・ 地域との同学年の子どものつながりが薄い	〔行政・教育現場との連携〕 ・ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、教員との連携により情報収集、情報共有をしていく ・ 保健所、関係課との連携 〔医療的ケア児への対応〕 ・ 医療的ケア児を受け入れが可能な施設の増設 〔地域での生活〕 ・ 放課後等デイサービスの事業所を増やす ・ 地域の行事、イベント等に関する情報を収集して提供

	ライフステージ別の課題	必要な支援
青年期 (12～22 歳)	・ 18 歳未満（特に不登校により引きこもっている方）の障害福祉サービスにつなぐまでの支援方法 ・ 障がいのない人たちと同じ場所で教育が受けられない ・ 障がい児やその保護者が行きたい学校に行けない ・ 義務教育終了後の障がいのある子どもの進路選択 ・ 就労継続支援 B 型や A 型の事業所の利用から一般就労へ移った際の支援の必要性	〔居場所〕 ・ フリースクールなど学校以外の居場所をつくる ・ 学校内に支援者が付きそえる体制、仕組みづくり 〔環境整備〕 ・ 学校設備のバリアフリー化 ・ 通学をサポートできるような支援 ・ 就労先の選択 見学同行・見学先との情報共有 〔就労支援〕 ・ 就労準備、就労支援員との連携 ・ 就労先の見学同行、見学先との情報共有
成人期 (22～64 歳)	・ 友人をつくったり、人と関わったりしたいが、うまくできない ・ 運動する機会が少ない ・ 一人暮らしの方の見守りにおいて成年後見制度の活用にかかる ・ 親が亡くなった後の生活の見通しが見つからない ・ 中途障がいによる金銭的な負担	〔交流・社会参加〕 ・ 障がい者やその家族も参加して交流できる場を作る 〔一人暮らしなどの生活の支援〕 ・ 身よりのない一人暮らしの人が安心できる制度 ・ 成年後見の利用の見通しを立てる 〔生活資金、就労の支援〕 ・ 行政書士、年金事務所との連携 ・ 障がい特性の理解を深め、働ける場所を増やす ・ 自立生活援助が提供できる体制、整備
高齢期 (65 歳～)	・ 障害福祉サービスから介護福祉サービスへの切り替えがスムーズにいかない ・ 65 歳以上の一人暮らしにおける介護サービスとの連携が難しい ・ 家族が高齢になり、自宅での支援を受けながら生活することを維持できない ・ 両親が亡くなってからの生活が心配	〔介護分野との連携〕 ・ 介護サービスの勉強会や、障害分野と高齢分野が連携し、共同会議や勉強会を開催 ・ ケアマネジャーと連携して介護福祉サービスへの移行をスムーズに行う 〔自立生活援助が提供できる体制の整備〕 〔高齢期の生活の備え〕 ・ 家族の支援準備（情報の提供） ・ 介護サービスへの利用に向け、65 歳になる前から支援の情報共有し、準備をする。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の将来目標像

幸田町では、第6次総合計画において「みんなでつくる元気なこうた」を将来像として定め、その実現に向けて取り組んできました。

国の「第5次障害者基本計画」では、目指すべき社会の方向性として、誰一人取り残さないというインクルーシブな社会で、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会という考えが示されています。

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査等の結果からも、地域で暮らすことを望む声は高く、これらの考え方を踏まえ、地域の中で障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で元気に暮らし、地域共生社会の構築を目指すものとします。

将来目標像

**共に支え合い、共に地域で元気に暮らす
福祉のまち・幸田**

2 基本理念と基本目標

将来目標像に示す「共に支え合い、共に地域で元気に暮らす 福祉のまち・幸田」の実現を目指し、以下のように基本理念を定めます。

1

ふれあいのまちづくり

基本目標：(1) 啓発・広報の推進
(2) 地域福祉の推進
(3) 権利擁護の推進

「心のバリアフリー」を目指し、全ての町民が障がいについて理解を深め、障がい者の基本的人権に配慮し、合理的な配慮を行いながら、あらゆる媒体・機会を通じて、町民への福祉教育、福祉情報の提供、交流の充実など、ふれあいのまちづくりを推進します。

2

であいのまちづくり

基本目標：(1) 保育・教育の充実
(2) 就労機会の拡充
(3) 地域活動への参画

障がい児一人ひとりの個性や障がいに応じた保育・教育の充実を図り、障がいの有無に関わらず全ての人が生活を豊かにするスポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動など生涯学習の参加を促進します。雇用・就業の機会や場の拡充など日中活動支援を図り、障がい者が地域で生き生きと暮らす、であいのまちづくりを推進します。

3

あんしんのまちづくり

基本目標：(1) 予防・早期発見体制の充実
(2) 療育・医療体制の整備

障がいの早期発見、早期治療のために保健・医療の各種施策を充実するとともに、町民の心の健康の保持・増進などの促進、地域で生活する障がい者への適切な支援を行い、保健・医療・福祉のネットワークづくりによるあんしんのまちづくりを推進します。

4

ささえあいのまちづくり

基本目標：(1) 生活支援の充実
(2) 安全・安心な生活のための防犯、災害対策の充実

障がい者が地域社会の一員として誇りをもち安心して生活できるよう、在宅福祉サービスを質・量ともに充実するとともに、社会福祉協議会や障がい者福祉関係団体、障がい者福祉施設などとの連携の強化を図って総合的な福祉ネットワークの構築に努め、ささえあいのまちづくりを推進します。

5

ひらかれたまちづくり

基本目標：(1) 生活環境の整備
(2) 情報提供・コミュニケーションの支援
(3) 行政サービス等における配慮

障がい者が地域社会において主体的に社会・経済活動に参加することを可能にするために、活動・移動・情報・コミュニケーションなどの障壁の除去を図り、ひらかれたまちづくりを推進します。

3 計画の体系

〔将来目標像〕

〔基本理念〕

〔基本目標〕

共に支え合い、共に地域で元気に暮らす
福祉のまち・幸田

1

ふれあいのまちづくり

(1) 啓発・広報の推進

(2) 地域福祉の推進

(3) 権利擁護の推進

2

であいのまちづくり

(1) 保育・教育の充実

(2) 就労機会の拡充

(3) 地域活動への参画

3

あんしんのまちづくり

(1) 予防・早期発見体制の充実

(2) 療育・医療体制の整備

4

ささえあいのまちづくり

(1) 生活支援の充実

(2) 安全・安心な生活のための
防犯、災害対策の充実

5

ひらかれたまちづくり

(1) 生活環境の整備

(2) 情報提供・コミュニケーションの支援

(3) 行政サービス等における
配慮

第4章 分野ごとの基本施策

1 ふれあいのまちづくり

(1) 啓発・広報の推進

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくためには、適切な配慮や交流の機会を広げること、また障がいへの理解を深めることが必要です。

本町では、障がい者への理解促進や合理的配慮に関する啓発活動などに取り組んできました。理解促進は住みやすい町づくりや社会参加の促進に重要であり、アンケート調査結果においても、行政に対して期待することでは「学校や企業、医療機関等で障がい者への理解を深めるように呼びかけること」の回答が約3割となっており、理解のための啓発が求められています。

今後は、理解促進のための啓発活動を継続するとともに、障がいのある人もない人も共に参加し、交流できる機会提供やスポーツ・文化活動などの生涯学習の推進により交流機会の拡大や社会参加の促進に取り組んでいきます。

施策の方針

▶ 障がいに対する理解を深める周知・啓発活動の実施

- ・ 障がいに対する正しい知識の普及、合理的配慮・ヘルプマーク活用に関する啓発
- ・ 「障害者週間」のPR

▶ 交流活動・福祉教育の機会提供

- ・ 福祉実践教室の推進、福祉教育の幅広い展開
- ・ イベントなど交流機会の拡大、ボランティア活動の推進

主要な施策

施策名	内容
障がいに対する理解の啓発	○障がい者への理解を深めるため、講演や研修等を実施していきます。 ○広報や町ホームページなどを活用しながら、障がいに関する正しい知識の普及に努めます。 ○広報活動、イベントや様々な学習機会を通して障がい者への町民の理解を深め、合理的配慮に関する啓発を行うとともに、町民がお互いを尊重し合える社会を目指した人権施策を推進します。 ○外見からは分からなくても援助を必要とする方への理解を周知・啓発するため、ヘルプマークの活用を促進します。 ○12月3日～9日が「障害者週間」であることをPRし、「障がい」について考えるきっかけとするため、普及啓発に努めます。
交流機会の拡大	○様々な障がいの特性を理解し、誰もが積極的に参加できるようなイベントづくりを促進します。 ○県身体障害者スポーツ大会等への参加を促進します。 ○障がいのある人もない人も共に参加できる交流機会を提供します。
福祉教育の推進	○障がい者が講師となり、小中学生に手話、点字等を指導する福祉実践教室を推進します。 ○福祉推進校事業補助金を活用し、小中学校・高校における福祉教育を奨励します。 ○福祉教育を幅広く展開するため、福祉教育の教材を提供していきます。 ○特別支援学校の子どもと町内の小中学校の子どもとの交流を進めるとともに、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもとの交流授業を推進し、互いの理解を促進します。 ○障がいの有無に関わらず、文化、スポーツ活動などに気軽に参加できることを支援する生涯学習ボランティアの育成を図ります。

（２）地域福祉の推進

現状と課題

障がい者が、地域で住み続けていくためには、地域住民の理解や支援を始め、ボランティア活動や地域福祉活動の推進、こころの健康を高めることが重要となります。

昨今では、障がい者の高齢化や取り巻く環境の変化により、福祉ニーズは多様化しており、地域での支援の必要性は一層高まっています。

アンケート調査結果では、住み慣れた地域で生活するための支援として、「同居する家族等への支援」や「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が３割以上と高くなっており、ニーズに応じた障がい者の家庭への支援や地域と連携した支援を必要とする人の早期発見などに取り組む必要があります。

障がい者やその家族を支えるボランティア活動や住民団体への支援を行い、また悩みを抱えた人が孤立することのないよう、相談体制の充実やこころの病気を抱えた人への支援の充実に取り組みます。

施策の方針

▶ 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

- ・ 障がい者に配慮した情報通信の普及など情報アクセシビリティの向上
- ・ 各団体と協力した見守り活動の推進
- ・ ボランティアコーディネートの機能強化、ボランティアの登録・活動の促進

▶ こころの健康の推進

- ・ こころの病や悩みを抱える人の早期発見
- ・ 相談体制の充実、福祉サービスの利用促進
- ・ 「憩いの場」の充実

主要な施策

施策名	内容
地域福祉活動の推進	○障がい者が、地域で暮らすことを支援するため、地域が主体的に実施する地域福祉活動を支援します。 ○地域福祉活動の要である社会福祉協議会への支援を充実し、地域で支援を必要とする人に、支援が繋がるよう連携を強化します。 ○民生委員・児童委員や老人クラブなどの協力を得ながら、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守り活動を促進します。
ボランティア活動の推進	○ニーズに応じて効率的にボランティアを派遣するため、社会福祉協議会内にある幸田町ボランティアセンターのボランティアコーディネート機能の強化を図ります。 ○町民がボランティアを始めるにあたっての様々な機会づくりとして、事業所への啓発を図るとともに、事業所の社会貢献の一環としての参加の可能性などの検討を図ります。 ○ボランティアセンターへのボランティアグループの登録や、活動を促進します。 ○幸田町ボランティアセンターなどと連携し、ボランティア活動のための人材確保、活動促進を支援します。
こころの健康の推進	○悩みを抱える人に寄り添うために、町民自身がゲートキーパーとなり、身の回りで悩んでいる人を早期に発見し、相談窓口へ繋がるようゲートキーパーの普及を図ります。 ○こころの病気を予防するため、行政、地域、関係機関などが連携し相談体制の充実を図ります。 ○こころの病気を抱えた人へ、障害福祉サービスの利用を促進します。 ○こころの病気を抱えた人同士が会話や余暇活動を通じて思い思いの時間を過ごし、こころの負担を軽くする場を提供している「憩いの場」を継続し、地域のボランティアなどの協力を得ながら、充実を図ります。

（３）権利擁護の推進

現状と課題

障がい者の権利擁護は、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」に基づき、虐待防止と差別解消の取組が進められています。

本町においては、アンケート調査から、職場や外出先で差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたと回答した人が約３割いる結果となっています。「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」を「知らない」と回答した人は、約５割となっており、広く認知されていない状況となっています。また、成年後見制度についても「知らない」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人が約６割となっており、制度の周知が課題となっています。

障がい者の権利擁護をさらに推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の利用支援に取り組んでいく必要があります。

施策の方針

▶ 障がい者虐待の防止・成年後見制度の利用促進

- ・ 障害者虐待防止法に関する周知・啓発、関係機関の連携による権利擁護
- ・ 成年後見制度を利用しやすい支援体制づくり

主要な施策

施策名	内容
権利擁護の推進	○利用しやすい成年後見制度にするため、「成年後見制度利用促進計画」に基づき、支援体制づくりを推進します。 ○本人、親族による申立の困難なケースについて、町による申立制度を充実させるとともに、積極的に幸田町成年後見支援センターが申立支援を行います。 ○障がい者虐待の防止について、町と幸田町障害者虐待防止センターが連携して周知を図るとともに、関係機関の連携によって虐待を受けた障がい者の権利を守ります。

2 であいのまちづくり

(1) 保育・教育の充実

現状と課題

本町の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳所持者は増加傾向にあり、特別支援学級在籍者・通級指導教室利用者数も増加しています。

増加するニーズに対応するため、すべての子どもが保育・教育を受けることのできる体制の整備が必要であり、医療的ケア児の支援や特別支援教育の校内支援体制、就学児童の療育の場の確保など、様々な機関と連携した保育・教育の体制づくりに努めます。

施策の方針

▶ 障がい児保育・障がい児教育の充実

- ・ 障がい児の保育、療育の支援体制の充実
- ・ 障がい児の就学相談・療育相談の充実、インクルーシブ教育の充実

主要な施策

施策名	内容
障がい児保育の充実	○障がいに関する研修を実施し、保育士の資質の向上を図るとともに設備の拡充を図って、障がい児に対する保育の充実に努めます。 ○療育などが必要な児童については、保健センターや医療機関、保健所、児童相談所、療育施設など、関係機関との連携を密にし、療育支援をします。 ○医療的ケアが必要な児童や保護者が安心して暮らせるよう、支援体制の充実を図ります。 ○聴覚障がいのある両親をもつ乳幼児が、安心して乳幼児保育を受けるために、保育園や関係機関との連携を密にし、相談支援体制を整備します。

施策名	内容
障がい児教育の充実	○就学指導委員会と関係機関との連携を密にし、本人・保護者の希望、障がいの実態、通学などを十分考慮した就学相談・指導に努めます。 ○障がいのある幼児・児童・生徒の教育を保障するため、小中学校に障がいの実態に対応した特別支援学級を設置します。 ○学校教育と保育・幼児教育及び療育の一貫性を確保するために、保育所・幼稚園と小学校の情報交流の充実に努めます。また、教職員の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と、児童・生徒の教育・療育相談内容の充実に図ります。 ○障がいのある児童・生徒がより適切な環境の中で教育が受けられるよう、学校施設設備の改善を推進します。 ○特別支援教育を推進する中で、発達障がいのある児童の校内支援体制を充実します。 ○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を交付し、就学に必要な経費の一部を援助します。 ○放課後等デイサービスによる就学児童の療育の場の確保に努めます。 ○児童クラブにおける、特別な支援を必要とする就学児童の受け入れ体制の整備に努めます。

（２）就労機会の拡充

現状と課題

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいづくりにつながるとともに、障がいのある人もない人も共生する社会の実現に重要です。

アンケート調査結果では、必要な障がい者の就労支援として「職場での上司や同僚の障がいに対する理解」や「自分にあう職場を見つける就職活動のサポート」が約３割、「短時間の勤務や働く日数での配慮」が約２割となっており、職場での障がいへの理解促進などの支援が必要となっています。

障がい者の個々の状態に合った働く場の充実や、一般就労への移行支援、障がい者雇用の充実を図ることが必要です。

施策の方針

▶ 一般就労・福祉的就労の支援

- ・ 就労継続支援、就労移行支援事業の推進
- ・ 「つどいの家」での就労継続支援事業の継続
- ・ 農福連携の推進

▶ 障がい者雇用の促進

- ・ 障害者雇用助成制度の周知、就業の支援

主要な施策

施策名	内容
福祉施設から一般就労への移行支援	○障がい者の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う愛知障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の活用を促進し、就業を支援します。 ○自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び職業の提供を行っていきます。 ○身近な地域で就労継続支援を利用できるよう、就労継続支援事業への参入を事業者に働きかけます。 ○事業者に対して就労移行支援事業の取組を推進し、一般就労への移行を推進します。 ○企業や関連機関と連携して、特別支援学校の生徒に対して職場体験ができる場を提供します。 ○愛知障害者職業センターと連携し、ジョブコーチによる支援を提供します。

施策名	内容
障がい者雇用の促進	○国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障がい者雇用を促進する各種助成制度などの周知徹底を図るとともに、理解を深めるため啓発活動を推進します。 ○障がい者への専門的・総合的な就業指導、就業講習などを行う愛知障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターの活用を促進し、就業を支援します。 ○役場及び関係団体における障がい者雇用を促進します。 ○商工会を通じた障害者雇用制度の周知に努めます。
福祉的就労の支援	○幸田町が実施している幸田町障害者地域活動支援センター「つどいの家」及び同「つどい作業所」における就労活動及び就労継続支援Ｂ型事業については、継続して実施します。
農福連携の推進	○農業分野での就労や生産活動を通じて、障がい者の働く場の確保や工賃の向上に加え、体力や社会性の向上など、生活の質の向上を期待できる農福連携を推進します。

(3) 地域活動への参画

現状と課題

スポーツや文化・レクリエーション活動は、障がい者の生きがいくつにつながるとともに、活動を通じて地域における様々な交流機会にもつながります。

アンケート調査では、ふだんの暮らしで困っていることとして、「趣味や楽しみが持てない」が13%となっており、生きがいくつりの支援が課題となっています。

障がい者が地域の中で生き生きと生活していくためにも、地域活動への参加の支援や様々な文化・芸術活動への参加の支援に取り組む必要があります。

施策の方針

▶ 生涯学習の充実、地域活動への参加支援の充実

- ・ 生涯学習の充実の推進、文化・芸術活動の参加機会の充実
- ・ 地域活動への参加支援

主要な施策

施策名	内容
地域活動や生涯学習やスポーツなどへの参加機会の拡大	○社会生活を送るために必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供、余暇活動の場の提供など、生涯学習の充実を推進します。 ○様々な文化・芸術活動・団体・催し等の情報提供、ボランティアの育成や指導者の派遣、障がい者団体やグループ・個人が文化・芸術活動に参加できる機会の充実などを図ります。
地域活動への参加支援の充実	○障がい者スポーツ大会への参加促進など、日常的にスポーツに親しみ、健康の維持・増進が図れるよう努めます。 ○移動に関して支援が必要な人の参加を促進するため、移動を支援するとともに、外出先での介助を行う同行援護のサービス提供を図ります。

3 あんしんのまちづくり

(1) 予防・早期発見体制の充実

現状と課題

本町の18歳未満の療育手帳所持者は毎年増加しており、療育支援のニーズは高まっています。発達障がいのある子どもは、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、早期発見・早期支援の対応の必要性はきわめて高くなっています。また、疾病の予防と健康増進は健康な生活を送るために重要であり、全てのライフステージにおいて健康づくりに取り組む必要があります。

障がいの早期発見や予防のために、健康診査の充実や健康づくりの様々な取組の充実を図る必要があります。

施策の方針

▶ 健康づくりと疾病の予防

- ・ 妊産婦への支援、乳幼児期からの健康づくりの推進
- ・ 健康教育、健康相談の充実

▶ 障がいの早期発見・早期治療

- ・ 妊産婦、乳幼児の各種健康診査の充実
- ・ 医療機関、保健所等と連携した相談指導の体制づくり

主要な施策

施策名	内容
健康づくりと疾病の予防	○健康に関する様々な情報を提供し、各種健診の受診勧奨に努め、関係機関との連携を図ります。 ○障がい者も参加できる軽スポーツの取組など体力づくりを促進します。 ○子育てサークルの育成など親同士の交流の促進を図るなど乳幼児期からの健康づくりを進めます。 ○特定健康診査の受診を促進するとともに、特定保健指導を円滑につなげていくことにより、生活習慣病の予防を推進します。

施策名	内容
健康づくりと疾病の予防	○健康教育、健康相談の充実により、生活習慣病の予防、健康増進などについての正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の維持・増進、疾病や合併症の予防を促進します。 ○保健所と連携を図りながら、心の健康づくり、精神保健相談・訪問指導等の充実に努めます。 ○「健康こうた21計画」を推進し、地域や家庭における総合的な健康づくりに取り組みます。
障がいの早期発見・早期治療	○障がいや疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の維持に努めるとともに、発育発達に心配のある親子に丁寧に寄り添い、必要に応じ、支援を継続します。 ○発達に心配のある親子について、保健、保育、教育、福祉の連携をし相談体制の充実を図り、医療や療育などの関係機関に早期につなげるように努めます。 ○町民の健康な高齢期を確保するため、健康診査、各種がん検診を充実するとともに、受診率の向上に努めます。

(2) 療育・医療体制の整備

現状と課題

障害福祉サービスでは、保健・医療と連携した総合的な支援が必要となります。

本町では、難病患者の数が近年増加傾向にあります。またアンケート調査結果では、診察を受けるときに困ることとして、「専門的な治療を行う医療機関がない」「診察してもらえる病院が少ない」などの意見が挙がっており、相談や診察などで医療機関との連携を図りながら支援を行う体制を一層整備していくことが重要になります。

また、子どもの障がいは、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見・早期療育が求められています。また、難病対策や高次脳機能障がい対策として、障害福祉サービスの充実に努める必要があります。

施策の方針

▶ 早期療育体制の整備

- ・ 発達障がい児の療育の推進、専門機関との連携

▶ 医療体制の整備

- ・ 地域の医療機関の充実と各医療機関における連携の強化
- ・ 障害福祉サービスの充実

主要な施策

施策名	内容
早期療育体制の整備	○発達に心配のある子が、早期に必要な相談・医療・支援を受けられるよう、継続して関係機関と連携を図ります。
発達障がい児の療育推進	○健康診査等で言語発達や社会性発達に心配があると思われる幼児に対して、小集団での遊びを通し、個々に応じた医療や療育について情報提供します。

施策名	内容
医療体制の整備	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の所持者において、等級等により医療費の全額助成または一部助成を実施しています。今後も近隣市の動向を踏まえながら、制度維持・向上に努めます。
難病対策の推進	○難病患者・家族への支援とニーズの把握に努め、地域住民が難病を理解し、支えることのできる地域社会の推進を図ります。 ○保健所を始めとした関係機関との協力・連携を強化し、難病患者・家族に対する障害福祉サービスの充実に努めます。
高次脳機能障がい対策の推進	○高次脳機能障がい・家族への支援とニーズの把握に努め、地域住民が高次脳機能障がいを理解し、支えることのできる地域社会の推進を図ります。 ○保健所を始めとした関係機関との協力・連携を強化し、高次脳機能障がい・家族に対する障害福祉サービスの充実に努めます。

4 ささえあいのまちづくり

(1) 生活支援の充実

現状と課題

障がい者が継続的に地域で暮らしていくためには、在宅生活の継続や日常生活での外出支援など、多岐にわたるニーズに対応していく必要があります。

アンケート調査結果では、障害福祉サービスを利用するときに困ることとして、「どんなサービスがあるか知らない」や「利用できる事業所が少ない」という意見が多くなっています。また、主な支援者は同居している家族などとなっており、支援者が高齢化していることから、支援者への支援が必要になります。

障がい者が地域で暮らしていくためにも、ニーズに対応できるよう、各関係機関等と連携を強化し、支援体制を整えていくことが重要です。

施策の方針

▶ 障害福祉サービスの充実

- ・ 利用ニーズの把握と適切なサービスの利用支援、サービスの量的・質的な充実

▶ 相談支援の充実

- ・ 各関係機関との連携による支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の実施

主要な施策

施策名	内容
障害福祉サービスの充実	○障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めます。 ○サービス事業者に、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。 ○必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、個々の障がいの特性や、ライフステージ、家族のニーズに応じた各種サービスの提供に努めます。 ○在宅生活で支援を必要とする人に、居宅介護サービスの提供を促進します。 ○社会参加活動や日常生活において円滑に外出ができるよう、移動支援事業、同行援護等の利用を促進します。

施策名	内容
	○聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図り、社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を促進します。 ○介護や支援をする家族の負担軽減と休息を図るため、短期入所、日中一時支援事業の事業所確保と利用促進に努めます。 ○在宅で障がいのある子どもや障がい者の介護者が入院、死亡、虐待、その他養護ができない状態となった場合において、福祉的な支援を行う上で、緊急に保護を必要とする場合に緊急一時預かりを実施します。 ○常時寝たきりの人を対象に、寝具の洗浄乾燥事業や訪問理美容サービスを提供します。 ○在宅で障がいを理由に行方不明になる恐れがある人に、GPS機能を用いた位置情報検索について支援します。 ○庭の手入れや大掃除など、一時的に大きな労力を要する場合や、朗読、代筆の援助などを行う軽度生活支援事業を実施します。 ○紙おむつが必要な重度身体障害者に紙おむつ券を配布します。 ○障害者手帳の所持者に対し、障がいの程度に応じ、心身障害者扶助費を支給します。
相談支援の充実	○各相談支援事業所と連携し、日常生活や福祉サービス利用等の相談に応じ、身近な地域で必要な支援ができるように相談支援体制の充実を図ります。 ○地域総合支援協議会を核に、相談支援事業所、民生委員・児童委員、各関係機関、各種障害福祉サービス事業所等との連携による支援体制を整備します。 ○障がいの有無に関わらず、あるゆる世代や状況の人の相談に対応する重層的支援体制整備事業の実施に取り組みます。
障害福祉サービスの利用支援	○適切なサービス等利用計画を作成し、サービス提供ができるよう相談支援専門員の充実を図ります。 ○サービス等利用計画を作成し、モニタリングを実施することにより、よりニーズに合ったサービスが受けられるよう努めます。 ○障害福祉サービスから介護保険への円滑な移行をするために、地域包括支援センターとの連携を図ります。

（２）安全・安心な生活のための防犯、災害対策の充実

現状と課題

災害対策基本法に基づき、障がい者のうち、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とする名簿の作成が義務化されています。

本町においても、災害時避難行動要支援者登録台帳の整備に取り組んでいますが、アンケート調査結果では、災害時要支援者名簿の認知度は約４割となっており、登録している人は２割未満となっています。また、災害時に困ることは、「避難所までひとりで行けない」「近所の人に支援のお願いがしにくい」という回答が多くなっており、災害時の避難の支援などが課題となっています。

今後、福祉避難拠点の整備や、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、個々の防災の意識を高めつつ、地域全体で取り組んでいく必要があります。

施策の方針

▶ 防災の意識づくり

- ・ 防犯・防災の知識周知、防災意識の向上

▶ 災害時支援体制の充実

- ・ 避難行動要支援者名簿の情報共有、防災訓練の活用
- ・ 医療・保健・福祉関係機関の連携による支援体制の整備
- ・ 災害時の情報提供体制、２次的避難所の整備など

主要な施策

施策名	内容
防災の意識づくり	○防災の知識を周知し、災害発生時の備えの必要性について啓発していきます。 ○地域と連携し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが防災訓練へ参加をするよう、防災意識の向上を図ります。
災害時支援体制の充実	○災害時避難行動要支援者登録制度を活用し、避難行動要支援者名簿を整備します。地域支援者等に名簿を情報提供し、日頃からの見守り活動や地域の防災訓練に役立てます。 ○避難行動要支援者名簿の登録者には、緊急時や災害時に本人確認ができるよう、ヘルプカードを配布します。 ○避難行動要支援者名簿の登録者で、災害リスクの高い地域にお住まいの人を中心に個別避難計画の作成に努めます。 ○民生委員・児童委員等との連携により、身近な地域の中での見守り活動を推進します。 ○特別な支援が必要な人・高齢者に対する医療、保健、福祉関係機関等の連携による、災害時の支援体制の整備に取り組みます。 ○外出困難な重度身体障害者に、病気や緊急時に消防署に通報できる電話機を貸与します。 ○災害情報の提供について、従来から実施している聴覚障がい者へのファックスや、SNS を活用した迅速な情報提供の仕組み作りに努めます。 ○地震発生時に家具転倒事故を防ぐため、転倒防止器具の取り付けを補助します。 ○火災発生時における被害を防止するため、住宅用火災警報器取り付けの助成を行います。 ○特別な支援を必要とする人への2次的避難所としている障害者地域活動支援センターと老人福祉センターに、計画的に食糧や水などの備蓄品、発電機、簡易トイレなどの資機材、医療的ケアのための衛生用品などを順次整備していきます。

5 ひらかれたまちづくり

(1) 生活環境の整備

現状と課題

年齢や障がいの有無を問わず、誰もが住み慣れた地域の中で生き生きと暮らせるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの生活環境づくりを推進していくことが重要となります。

アンケート調査では、外出時に困ることとして、交通手段の不便さや外出先の施設や道路などの不便さを指摘する意見が多くなっており、誰もが利用しやすい環境の整備が求められています。

障がい者が自立した生活を継続できるようにするため、外出しやすい環境の整備や、公共施設のバリアフリー化、移動手段の確保などに取り組む必要があります。

施策の方針

▶ 全てのライフステージにおける支援

- ・ 宿泊型自立支援施設「みらい」の利用促進

▶ 住環境や暮らしの充実

- ・ グループホームの設置推進
- ・ 入所施設「愛知県厚生事業団 愛厚藤川の里」の長嶺北部地区福祉医療ゾーンへの誘致

主要な施策

施策名	内容
全てのライフステージにおける支援	○子どもから高齢者まで全てのライフステージで、様々な障がいの特性に応じた支援ができるよう、サービス展開をしています。 ○障がい者が、家事などの日常生活を自ら行い、自立した生活に向けた支援をするため宿泊型自立支援施設「みらい」の利用促進を図ります。

施策名	内容
住環境や暮らしの充実	○生活の安定と経済的自立を図るため、住宅整備資金の融資をはじめ、生活福祉資金貸付制度の周知に努めます。 ○安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消等住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費にかかる一部の給付を行います。 ○主に夜間の身の回りの支援を受けながら共同生活し、障がい者が地域で孤立せずに安心して暮らせるように、グループホームの設置をサービス事業者に働きかけます。 ○日中及び夜間を通じて日常生活支援を必要とする人が、安心して暮らせるよう、生活介護や短期入所を兼ね備えた入所施設「愛知県厚生事業団 愛厚藤川の里」の移転計画を進めます。
人にやさしいまちづくりの推進	○公共施設の新築・改築に際して誰もが利用しやすい、人にやさしいまちづくりを進めていきます。
移動支援の充実	○福祉タクシー券の交付制度の利用を促進するとともに、ＪＲ等の旅客運賃・有料道路通行料金等の各種公共交通機関の割引制度の拡充を関係機関へ要望します。

（２）情報提供・コミュニケーションの支援

現状と課題

障がい者が生活していくうえで、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションの支援が重要です。本町では、令和４年から「幸田町手話言語条例」が施行され、ろう者とろう者以外の人が共生する社会の実現を目的に、手話の理解及び普及などの施策を推進しています。

アンケート調査では、困っていることとして「周囲の人との意思疎通が困難である」と回答した人が約１４％となっており、コミュニケーションに困難を感じている人がいます。また住み慣れた地域で生活するための必要な支援として、「福祉に関する情報の充実」が約３割となっており、情報提供の充実が課題となっています。

今後は手話言語の普及に関する取組を始め、視覚・聴覚障がいだけでなく、様々な特性や一人ひとりの状況に応じた情報の提供や、コミュニケーション手段の確保に努めていく必要があります。

施策の方針

▶ 情報バリアフリー化の推進

- ・ 情報提供、コミュニケーション支援の充実
- ・ 「幸田町手話言語条例」に基づく手話の理解促進

主要な施策

施策名	内容
分かりやすい情報提供	○視覚障がい者へ点訳パンフレット、声の広報紙など音声による情報提供、聴覚障がい者へＳＮＳやファックス等による情報提供を図ります。 ○緊急通報装置、ファックスなどの貸与・給付を図ります。
コミュニケーション支援の充実	○手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣、公的機関への手話通訳者の設置に努めます。 ○手話奉仕員の養成講座を継続して実施していきます。
情報提供・コミュニケーションの支援	○「幸田町手話言語条例」に基づき、手話は言語であることに関する町民への理解を促進し、手話に関する施策を推進します。

(3) 行政サービス等における配慮

現状と課題

『障害者差別解消法』により、職員一人ひとりにおいても合理的配慮を行っていくことが重要です。そのために、職員に対する理解の促進を図ることや、研修等の機会を設けること、町民に対しての周知が必要です。

障害者虐待防止法に基づき、障がい者の虐待防止に向けた周知・啓発や、研修を引き続き行っていくことが必要です。

施策の方針

▶ 権利擁護等周知、合理的配慮

- ・ 合理的配慮による社会的障壁の除去
- ・ 職員に対する研修の実施、町民への権利擁護の周知

▶ 障がい者虐待の防止

- ・ 障がい者虐待防止の周知・研修

主要な施策

施策名	内容
職員研修	○障がいの特性に応じた窓口対応について、研修等の学習機会を設けます。
障がい者権利擁護講演会	○障がい者への権利擁護についての周知や社会的な障壁を取り除く配慮、いわゆる合理的配慮への理解を促進するための講演会を開催します。
事業所向け障がい者虐待防止研修	○幸田町障害者虐待防止センターが、サービス事業所に虐待防止の周知・啓発や研修等を実施します。

第5章

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の目標と実績

第6期幸田町障がい福祉計画・第2期幸田町障がい児福祉計画における目標と実績を比較した結果は次の通りです。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目標	実績	評価
令和元年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行する。	1人	1人	達成
令和元年度末時点の施設入所者数を1人削減する。	1人	1人	達成

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	目標	実績	評価
地域生活支援拠点等の確保 (町又は圏域における地域生活支援拠点等の確保の状況)	1箇所	1箇所	達成
地域生活支援拠点等の充実 (地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討の状況)	1回	0回	未達成

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	目標	実績	評価
一般就労への移行者数	5人	5人	達成
就労移行支援事業	3人	2人	未達成
就労継続支援A型事業	1人	2人	達成
就労継続支援B型事業	1人	1人	達成
就労定着支援事業利用者	1人	6人	達成
就労定着支援事業の就労定着率	-※	67%	-

※当該計画策定時（令和3年3月時点）、町内に就労定着支援事業所が存在しなかったため、目標設定を定めていません。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	目標	実績	評価
相談支援体制の充実・強化 (総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保する)	実施・確保	実施	達成

(5) 障害福祉サービスの質の向上

項 目	目標	実績	評価
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築 (障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行う)	実施	実施	達成

(6) 障がい児支援の提供体制の整備

項 目	目標	実績	評価
児童発達支援センターの設置	継続して設置	継続して設置	達成
保育所等訪問支援の実施	実施	実施	達成
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	1 箇所	達成
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	1 箇所	達成
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	事業の拡大・拡充	実施	達成

2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の目標

国の指針に基づき、本計画の最終年度（令和8年度）における成果目標を定めます。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

本町の目標設定

- 国の基本指針を本町に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数16人のうち、1人（7%）が地域での生活に移行することを目標とします。
- 令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者16人から1人（7%）減少することを目標とします。

成果目標

項 目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)	備考
地域生活移行者数	1人	1人	R4施設入所者数の7%
施設入所者数	16人	15人	R4施設入所者数から7%減少

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
【県目標】
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

本町の目標設定

- 成果目標は愛知県が定めることとなっています。本町の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として「幸田町地域総合支援協議会」を位置づけ、開催回数、関係者ごとの参加者数を設定します。
- 本町における基盤整備量の設定については、愛知県の算定した基盤整備量を勘案し、1年以上の長期入院患者の地域生活への移行者数は0.7人を目標とします。

成果目標

項 目	令和8年度末
地域移行に伴う基盤整備量	0.7人

活動指標

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		2回	2回	2回
数 る 保 健 、 医 療 、 福 祉 関 係 者 に よ る 協 議 の 場 へ の 関 係 者 の 参 加 者	保健	1人	1人	1人
	福祉	5人	5人	5人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	医療（精神科以外）	2人	2人	2人
	当事者	3人	3人	3人
	その他（行政、教育機関、就労支援機関）	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		3人	3人	3人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者		7人	7人	8人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】		2人	2人	2人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

本町の目標設定

- 地域生活支援拠点等の整備については、継続して確保するとともに、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。また、機能充実の取組としてコーディネーターを1人配置します。
- 強度行動障害がある方に関しては、その状況や支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けた検討を行っていきます。

成果目標

項 目		目標 (令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	1箇所
	コーディネーターの配置人数	1人
	支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	年1回
強度行動障害がある方への支援体制の整備【新規】		体制整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和８年度中に令和３年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和３年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援Ａ型事業：令和３年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援Ｂ型事業：令和３年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和８年度末の利用者数を令和３年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

本町の目標設定

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、令和３年度の移行実績３人の1.28倍である３人を目標とします。
また、サービス種別の目標人数は以下とします。
 - ・就労移行支援事業：令和３年度の移行実績２人の1.31倍である２人
 - ・就労継続支援Ａ型事業：令和３年度の移行実績１人の1.29倍である１人
 - ・就労継続支援Ｂ型事業：令和３年度の移行実績が０人のため０人
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和３年度末実績４人の1.41倍である５人を目標とします。

成果目標

項 目		実績 (令和3年度末)	目標 (令和8年度末)
一般就労への移行者数	全 体	3人	3人
	就労移行支援事業	2人	2人
	就労継続支援A型	1人	1人
	就労継続支援B型	0人	0人
一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】		-	-※
就労定着支援事業利用者数		4人	5人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数		-	-※

※町内に就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がないため、目標設定を定めていません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

本町の目標設定

○本町では、基幹相談支援センターを設置しています。今後も総合的・専門的な相談支援を実施します。また、基幹相談支援センターの訪問等による専門的な指導・助言を進めていくことで 相談支援体制の強化を図ります。

成果目標

項 目	実績 (令和4年度末)	目標 (令和8年度末)
基幹相談支援センターを設置	設置済	設置済
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	-	実施
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	-	実施

活動指標

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回	12回	12回
	地域の相談支援事業所に対する人材育成の支援件数	9回	9回	9回
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	12回	12回	12回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における地域サービス基盤の開発・改善【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
	協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	2機関	2機関	2機関
	協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
	協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

国の基本指針

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

本町の目標設定

○サービスの質の向上を図るための取組として、本町の実績や実情を加味して活動指標を設定します。

成果目標

項 目	実績	目標 (令和8年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	実施	実施

活動指標

項目	目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回

(7) 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

本町の目標設定

- 本町では、すでに児童発達支援センターの設置・整備を行っていることから、今後もセンターの周知・情報提供に取り組み、サービスの質・量の充実に努めます。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域における課題の整理や地域資源の発掘等を行いながら、支援体制の充実に図ります。
- 医療的ケア児支援のためコーディネーターの配置については、愛知県が実施する研修を通じて人材育成を進め、更なる体制の充実に図ります。

成果目標

項 目	令和8年度末目標
児童発達支援センター設置	設置済み
保育所等訪問支援の実施	実施
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	体制整備
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	事業の拡大・拡充

(8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- 発達障がい者等の早期発見・早期支援には、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。
- また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に判断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

本町の目標設定

- 発達障がい者等に対する支援として、以下の項目について目標数値を設定します

活動指標

項目		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	0人

3 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人／月	22	24	24	25	27	28
	時間／月	324	324	275	319	313	308
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人／月	1	2	4	5	6	7
	時間／月	3	10	46	66	94	135
行動援護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度障がい者等包括 支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

訪問系サービスについては、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、一人ひとりの心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行います。

また、円滑なサービス提供ができるよう、サービスを提供している事業所への研修機会の提供や、事業所の確保に取り組めます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援【新規】	就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の

サービス名	サービスの内容
	向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■日中活動系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人／月	70	70	71	73	76	79
	人日／月	1,335	1,307	1,366	1,412	1,459	1,508
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	3	2	1	1	1	1
	人日／月	28	5	9	8	7	6
就労選択支援	人／月	－	－	－	0	0	0
就労移行支援	人／月	8	2	7	7	8	8
	人日／月	146	32	118	122	126	131
就労継続支援（A型）	人／月	16	24	22	25	28	31
	人日／月	303	423	398	437	479	525

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援(B型)	人/月	84	88	91	94	96	99
	人日/月	1,433	1,486	1,567	1,624	1,683	1,745
就労定着支援	人/月	3	5	4	4	4	4
療養介護	人/月	2	2	3	3	3	3
短期入所(福祉型)	人/月	10	12	12	10	9	8
	人日/月	56	68	69	62	56	51
短期入所(医療型)	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	5	4	4	4	4	4

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

日中活動系サービスは、日中の生活や就労、訓練等を支援するサービスです。障がいの有無に関わらず、その人らしい生活を送ることができるよう、日中活動系サービスの充実を図ります。また、福祉サービス提供事業所と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保や個々の状況にあったサービスの提供促進を図ります。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの内容

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

■居住系サービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人／月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	25	30	34	45	60	79
施設入所支援	人／月	16	16	16	16	15	15

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

居住系サービスについては、施設や共同生活を営んでいる住居において、必要な支援を行うサービスです。在宅での生活が困難な障がい者に対して、適切な支援を行うことができるよう、サービス提供体制の構築を図ります。

(4) 相談支援

■相談支援の内容

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■相談支援の見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	78	78	89	96	104	113
地域移行支援	人／月	1	2	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

相談支援については、障害福祉サービスの利用増加に伴い、計画相談支援も増加することが見込まれるため、相談員の人材確保・育成を図るとともに、基幹相談支援センター等を中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう支援を行います。

（５）地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する事業です。

■理解促進研修・啓発事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有

■見込み量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業については、引き続き、障がい者への理解を深めるため、地域住民に対し、研修会や啓発活動を行います。

② 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

■自発的活動支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施	実施無	実施無	実施無	実施無	実施無	実施無

■見込み量確保のための方策

自発的活動支援事業については、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ピアサポート、災害対策、ボランティア活動等の事業を支援します。

③ 相談支援事業

地域の障がい福祉に関する問題に対し、障がい者やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業です。

■相談支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	箇所数	2	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有
住宅入居等支援事業	実施	実施無	実施無	実施無	実施無	実施無	実施無

■見込み量確保のための方策

相談支援事業については、障がい者の相談指導や情報提供等を専門的な立場から行う相談支援体制の充実を図ります。また、各種窓口で受け付けた相談については、関係部署と連携を図りながら、情報を共有して相談に対応していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する、身寄りのない重度の知的障がい者及び精神障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用）と、後見人等の報酬を助成する事業です。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	1

■見込み量確保のための方策

成年後見制度利用支援事業については、障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、「成年後見制度」の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、後見人の活用を含めた法人後見の活用を支援し、障がい者の権利擁護を図る事業です。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有

■見込み量確保のための方策

成年後見制度法人後見支援事業については、「幸田町成年後見支援センター」が中心となり、事業の実施に向けて周知啓発を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記者を派遣する事業です。

■意思疎通支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	回/年	143	164	158	163	167	172
要約筆記者派遣事業	人/年	2	0	0	0	0	0

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

意思疎通支援事業については、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握します。
また、障がい者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付する事業です。

■日常生活用具給付の内容

サービス名	サービスの内容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、在宅療養などを支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字や人工咽頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、排せつを管理する用具。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具。

■日常生活用具給付等事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	3	5	5	6	6	7
在宅療養等支援用具	件/年	9	3	12	19	26	46
情報・意思疎通支援用具	件/年	8	6	3	2	2	1
排せつ管理支援用具	件/年	385	400	275	223	180	146
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

日常生活用具給付等事業については、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、障がいの特性に合った適切な日常生活用具を給付します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成を行う事業です。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	15	13	12	10	9

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

手話奉仕員養成研修を実施し、手話での日常会話ができる町民を増やすとともに、手話通訳のできる人材の確保に努めます。また、手話奉仕員養成研修事業の周知を図り、手話への関心を高めるよう努めます。

⑨ 移動支援事業

屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進する事業です。

■移動支援事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	28	29	23	31	32	33
	時間/年	1,126	1,614	1,079	1,292	1,547	1,852

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

移動支援事業については、移動支援の充実に努め、障がい者の地域での交流を促進します。また、移動支援の利用希望者の把握に努めるとともに、移動支援事業の内容の周知を図ります。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	人/年	1,399	2,340	1,544	1,622	1,704	1,790

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

地域活動支援センターの機能強化を図り、適切な運営やサービスの質の向上につなげます。

また、地域活動支援センターの周知を図り、利用者の障がいの特性に合わせた活動を提供することで利用を促進します。

⑪ その他の事業（任意事業）

身体障がい者の生活を支援する「訪問入浴サービス事業」や見守りなどの支援が必要な障がい者を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う「日中一時支援事業」などのサービスを提供します。

■その他の事業の見込み量

サービスの種類	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	回/年	190	259	250	301	362	436
	人/月	4	4	4	4	5	5
日中一時支援事業	回/年	3,691	2,267	2,444	2,541	2,642	2,747
	人/月	62	76	91	113	141	175

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

その他の事業（任意事業）については、それぞれの事業の周知に努め、利用促進を図り、障がい者やその家族の支援に努めます。

(6) 障がい児へのサービス

■障がい児へのサービスの内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	障がいの有無に関わらず、児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。
障がい児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設へ通うことが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置します。

■障がい児へのサービスの見込み量

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人／月	59	77	80	93	108	126
	人日／月	463	643	756	966	1,234	1,577
放課後等デイサービス	人／月	126	143	162	183	206	233
	人日／月	1,726	1,877	2,105	2,376	2,682	3,027
医療型児童発達支援	人／月	2	1	0	0	0	0
	人日／月	10	4	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人／月	7	8	9	10	12	14
	人日／月	7	8	10	12	14	17
障がい児相談支援	人／月	60	71	74	82	90	99
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は11月末までの実績を掲載

■見込み量確保のための方策

障がい児へのサービスについては、児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援の利用が増加しています。障がい児に対して、適切な支援を行うことができるよう、事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。

また、医療的な措置や支援が必要な医療的ケア児やその家族が安心して生活を送ることができるよう、コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する支援体制の整備を図ります。

(7) 障がい児の子ども・子育て支援等

本町においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中で保育所、認定こども園、放課後児童クラブにおける具体的な整備料を定めています。本計画においても子ども・子育て支援事業計画と連携し、見込み量を以下のように定め、ニーズ把握と提供体制の整備に取り組めます。

■障がい児の子ども・子育て支援等の見込み量

サービス名	単位	見込み		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所	人／年	36	36	36
認定こども園	人／年	8	8	8
放課後児童健全育成事業	人／年	2	2	2

第6章 計画の推進体制

1 関係機関や団体との連携

障害福祉サービス等の提供にあたっては、より質の高いものとなるよう、本町では、福祉、医療、教育、就労等の関係機関や障がい者当事者団体で構成された「幸田町地域総合支援協議会」で、関係機関等が連携し、サービスの提供体制や障がい福祉施策について協議を図ります。また、障がい児・者の支援体制について、基幹相談支援センターや相談支援事業所等と情報共有を図り、必要な支援が行き届くよう緊密な連携を図ります。

2 国・県・近隣市町との協働

障害福祉サービス等の提供にあたって、より質の高いサービスを提供するためには、圏域及び近隣市町と連携することが必要不可欠であるため、幸田町地域総合支援協議会等の場での事例検討や、問題解決のための情報共有を図ります。

また、国の制度改正や県の動向を踏まえ、計画の変更及び見直しを検討します。

3 計画の推進管理・評価体制

本計画の推進にあたり、国の指針でPDCAサイクルの導入が規定されていることを踏まえ、計画に定める数値目標等の実績を定期的に把握し、分析・評価を行い、施策や指標を見直します。また、評価の際には関係機関等の意見を聴く場を設ける等、評価体制を整備します。

資料編

1 幸田町障害者計画策定委員会設置要綱

平成9年
第32号

(設置)

第1条 この要綱は、町において障害者計画を策定するに当たり、関係者等の意見を反映させるため、幸田町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 幸田町障害者計画策定の提言に関すること。
- (2) 障害者福祉対策の総合的推進に必要な施策の調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 幸田町民生委員協議会の委員
- (2) 障害者で構成する団体の構成員及びその介護者
- (3) 障害者に係る相談員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は、妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置くものとし、会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、この会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉部福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が町長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年8月15日から施行する。

附 則（平成12年第13号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年第7号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年第41号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 幸田町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	区分	氏名	役職等名	団体等名
1	障害福祉サービス事業所	天野 広子	会長	幸田町社会福祉協議会
2	就労支援機関	井村 国稔	専門援助部門	岡崎公共職業安定所
3	保健、医療関係者	有川 かがり	健康支援課長	愛知県西尾保健所
4		辻川 幸博	精神保健福祉士	医療法人芳精会京ヶ峰岡田病院
5	教育関係機関	稲垣 泉	教諭	愛知県立みあい特別支援学校
6		松本 剛	特別支援教育コーディネーター	愛知県立岡崎特別支援学校
7	障害関係団体	長谷 恒代	会計	幸田町身体障害者福祉協会
8		桐戸 伊和夫	相談役	幸田町手をつなぐ育成会
9		米津 毅夫	会長	幸田町聴覚障害者連絡協議会
10		高橋 恵子	会長	幸田町聴覚障害者福祉協会
11		沢田 弘子	会長	幸田町ボランティア連絡協議会
12	民生委員・児童委員	永井 富夫	会長	幸田町民生委員児童委員協議会
13	相談支援	仙田 昇裕	相談支援専門員	幸田町基幹相談支援センター
14	町関係機関	鈴木 祥之	指導主事	教育委員会学校教育課
15		草次 千晴	主任主査	住民子ども部こども課

3 策定経緯

日 程	会 議 名 等	内 容 等
令和5年7月28日	第1回幸田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会	・計画の概要、計画の策定スケジュールについて ・アンケート調査について
令和5年9月	関係団体ヒアリング調査	町内の障がい者関係団体に対する意見聴取
令和5年11月1日	ワークショップ	ライフステージ別の障がい者の課題と支援をテーマとしたワークショップ実施
令和5年11月29日	第2回幸田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会	・各種調査結果について ・計画素案について ・パブリックコメントについて
令和6年1月29日～ 2月25日	パブリックコメント	・計画案に対する意見聴取
令和6年3月18日	第3回幸田町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会	・計画最終案について

4 用語解説

あ行	
▶アクセシビリティ	様々な閲覧、利用環境へのアクセスのしやすさ、利用しやすさを表す言葉。「使いやすさ」を表すユーザビリティに近い概念で、高齢者や障がいのある人などハンディを持つ人に関して多く用いられる。
▶アセスメント	対象を客観的に調査、評価すること。介護や福祉では、利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかをケアマネジャー等が調査や評価する。
▶意思疎通支援	障がい者とない人との意思疎通の支援のこと。聴覚障がい者との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障がい者との代読や代筆、知的障がいや発達障がい者、重度の身体障がい者とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などがあげられる。
▶医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ばれている。
▶医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。
▶インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。 また、障がいのある者が一般的な教育から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。(文部科学省・中央教育審議会より)

か行	
▶基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う。
▶共生社会	共生社会とは、障がい者となない人が具体的に接し関わりあう中で、全ての人の尊厳が守られる社会。 平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現を掲げており、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すとしている。
▶強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
▶権利擁護	知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。
▶工賃	就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。
▶合理的配慮	障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと。

さ行	
▶障害者基本法	障がい者のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正され、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。
▶障害者虐待防止法	障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。障がい者への虐待禁止や、虐待が発生した場合の通報の義務などが定められており、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」で、施行日は平成24年10月1日。
▶障害者総合支援法	「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」で、施行日は平成25年4月1日。
▶障害者の権利に関する条約	2006年12月、国連総会において採択され、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。
▶障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者の就労施設等が供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律で、施行日は平成25年4月1日。
▶児童発達支援	児童福祉法に定める障害児通所支援の一種で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。
▶ジョブコーチ	知的障がいや精神障がい等、円滑なコミュニケーションが困難な障がい者の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員のこと。
▶重層的支援体制整備事業	地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業のこと。
▶自立支援協議会	障がい福祉にかかる多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のこと。
▶成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

さ行	
▶相談支援専門員	指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者のこと。

た行	
▶地域生活支援事業	「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称。
▶地域生活への移行	入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。
▶地域包括ケアシステム	障がいや加齢、疾病を起因として生活に支援を要するようになったとしても、住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを、継続的・包括的に提供していくもの。 介護保険においては、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められている。
▶特別支援学級	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級。
▶特別支援学校	従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校のことです。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。
▶特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行	
▶難病	原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。指定難病は令和3年11月には338疾病となっている。

な行	
▶ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（普通）な社会であるとの考え方。1950年代、デンマークのバンク・ミケルセンらが関わっていた、知的障がい者の家族会の施設改善運動から生まれた理念。障がいがあっても地域社会で普通の暮らしを実現する脱施設化など、社会環境の変革に寄与した。国連の国際障害者年（1981年）を契機に認知度を高め、現代の社会福祉の基本理念となった。

は行	
▶発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定められている。 発達障がい者は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がい。
▶バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
▶ピアサポート	同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動。
▶福祉教育	学校の児童・生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育のこと。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。
▶福祉避難所	災害時に高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所のこと。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定し、民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
▶ペアレントトレーニング	行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする。
▶ペアレントプログラム	地域での普及を図るために開発された簡易的なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。
▶ペアレントメンター	発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

▶法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合のこと。

ま行

▶民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や行

▶要約筆記

聴覚障がい者に対する情報保障の方法の一つ。その場で話されている内容を即時に要約して文字にする。ノートなどの筆記具を使うほか、OHPやパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

ら行

▶療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども及びその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

▶レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日ごろの心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。

幸田町第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行・編集：幸田町 健康福祉部 福祉課

〒444-0192

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL 0564-62-1111（代表）

FAX 0564-56-6218

